

北本市一般廃棄物処理基本計画
第5次計画
(北本市食品ロス削減推進計画)

令和 年 月
北本市

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の対象地域.....	2
第3節 計画期間.....	2
第4節 計画の位置付け.....	3
第5節 広域取組の推進.....	4
第6節 計画の推進.....	5
第2章 地域概況.....	6
第1節 自然環境.....	6
第2節 社会環境.....	8
第3章 ごみ処理基本計画.....	25
第1節 ごみ処理の現状と課題.....	25
第2節 ごみ排出量の将来予測.....	45
第3節 ごみ処理の基本方針と目標.....	47
第4節 目標達成に向けた取組.....	49
第4章 食品ロス削減推進計画.....	55
第1節 食品ロス削減推進法の概要.....	55
第2節 食品ロスの現状.....	56
第3節 食品ロス削減推進計画の基本方針と目標.....	59
第4節 食品ロス削減推進計画の施策.....	60
第5章 生活排水処理基本計画.....	62
第1節 基本事項.....	62
第2節 生活排水処理基本計画.....	73
資料1 ごみ処理システムによる類似市町村の評価.....	資-1
資料2 ごみ排出量及び処理・処分量の予想結果.....	資-3
資料3 生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥収集量の推計結果.....	資-4
資料4 用語集.....	資-5

第Ⅰ章 計画の基本的事項

第Ⅰ節 計画策定の趣旨

今日、環境保全は人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。現代生活を支えている経済社会活動は、我々に物資的豊かさや利便性をもたらしてくれる反面、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、大規模な資源採取による天然資源の枯渇の懸念や自然破壊など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

また、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、令和元年の台風第19号、令和6年の能登半島地震に伴う大量の災害廃棄物の処理が大きな社会問題となり、大規模災害発生時においても円滑に廃棄物が処理できるように平素から処理体制を築いておくことの重要性が改めて浮き彫りになりました。

こうした経済社会状況を背景として、国においては、令和5年6月に「廃棄物処理施設整備計画」、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。前者では、気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化し、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加しました。後者では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略としています。

このほか平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は急速に浸透し、国内でも食品ロスや海洋プラスチック問題等への取組を加速させるようになりました。

埼玉県（以下「県」という。）においては、令和3年3月に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を策定し、「廃棄物の適正処理と資源の循環利用の推進」「災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理」「少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物処理体制の維持」などを重点施策とした取組を推進しています。

北本市（以下「本市」という。）では、令和4年6月に令和7年度を目標年度とする「北本市一般廃棄物処理基本計画（前計画）」を改訂、平成31年4月に「災害廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物処理事業に取り組んできました。

「北本市一般廃棄物処理基本計画（前計画）」では、令和元年10月1日に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく、「食品ロス削減推進計画」が新たに策定され、食品ロスの削減に取り組んでいます。

この度、「北本市一般廃棄物処理基本計画（第4次計画）」（以下、「前計画」という。）は令和7年度に計画期間の満了を迎え、この間の取組を評価しつつ廃棄物処理事業に係る経済社会情勢、国の法制度や県の関連計画、さらに本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、本市におけるごみ処理及び生活排水処理の基本的な考え方や方向性を明らかにすることを目的として、「北本市一般廃棄物処理基本計画（第5次計画）」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

第2節 計画の対象地域

本計画の主たる対象は、本市の住民、本市に事業所を置く事業者、市外からの訪問者、本市の行政で、対象地域は、本市全域となります。また、県、環境保全組合及びその構成市町（鴻巣市、吉見町）、北本地区衛生組合（以下「衛生組合」という。）及びその構成市町（鴻巣市、吉見町、宮代町）、委託先民間業者及びその関係市町村なども対象となります。

第3節 計画期間

本計画は、令和6年度を基準年度とし、令和8年度を計画初年度、5年目の令和12年度を中間目標年度、令和17年度を最終目標年度とした10年間の計画期間とします。本計画の策定に関する諸条件に大きな変動があった場合には適宜見直しを行います。

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
策 定 年 度	◆										
計 画 期 間		◆									◆
中 間 目 標						◆					
計 画 目 標											◆

第4節 計画の位置付け

本計画の位置付け及び他の計画との関係は、以下のとおりです。

本計画は、環境基本法や循環型社会形成推進基本法等の関係法令に準拠し、国及び県の計画、環境省の「一般廃棄物処理基本計画策定指針」を踏まえ、本市の総合振興計画、環境基本計画と整合性を図っています。

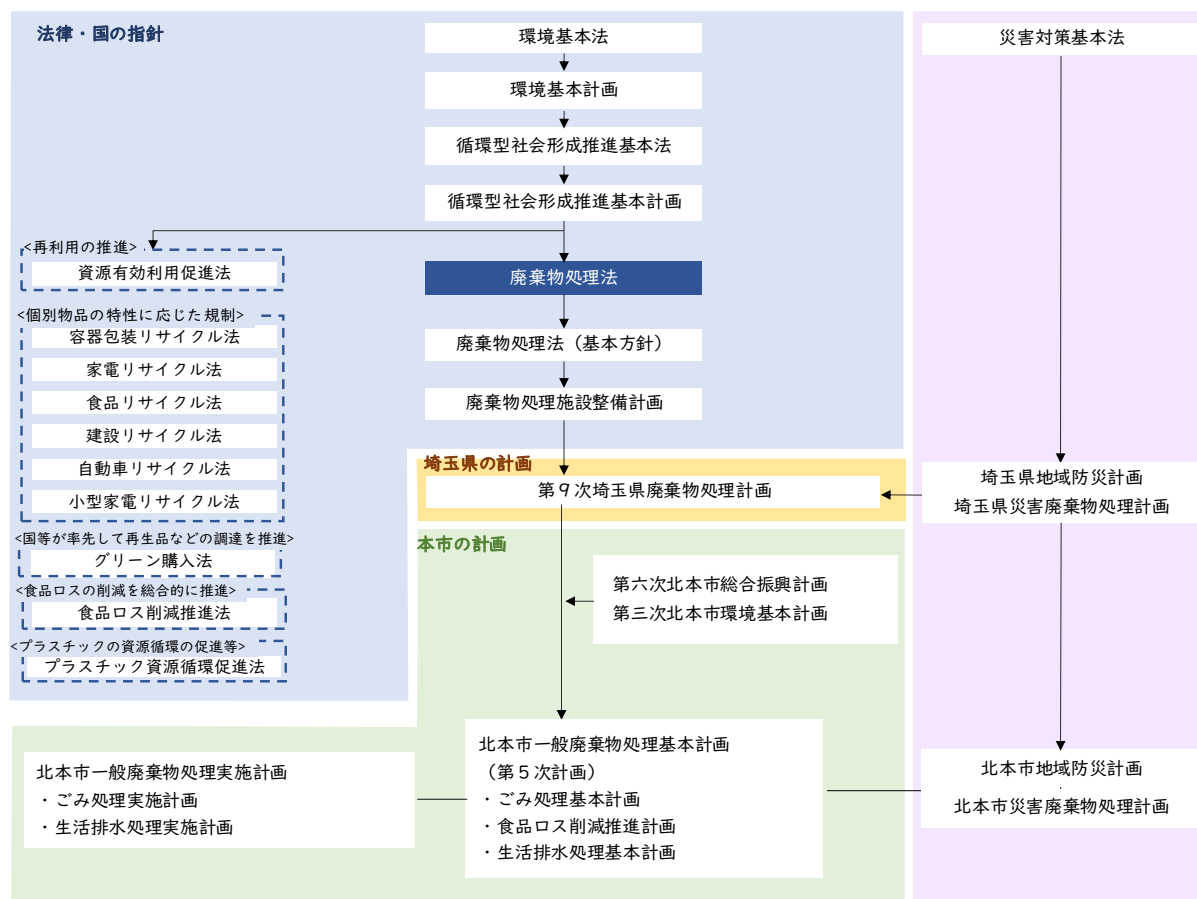


図1-1 本計画の位置付け

第5節 広域取組の推進

1. ごみ

本市から排出される可燃ごみ及び粗大ごみは、吉見町、鴻巣市から排出される可燃ごみ及び粗大ごみと併せて、昭和59年3月から稼働している環境保全組合の埼玉中部環境センター（処理能力240t/24h）において広域処理しています。

埼玉中部環境センターは、稼働後41年が経過し、早急に新たなごみ処理施設の建設が必要です。今後も引き続き、広域処理を行うこととします。なお、埼玉中部環境保全組合では、現在、新たなごみ処理施設の整備を予定しており、令和7年2月に新たなごみ処理施設等整備基本計画が策定されました。

2. し尿

本市から排出される浄化槽汚泥及びし尿は本市、鴻巣市、吉見町、宮代町の2市2町の構成で、衛生組合のクリーンセンターあさひ（処理能力136kL/日）において広域処理しています。同施設は、平成8年4月から稼働しており、今後も引き続き同施設において広域処理を行います。

第6節 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画では、ごみの減量を推進することを第一とし、循環型社会の実現を目指しています。

このとき、住民・事業者・行政の三者が、ごみ及び生活排水の排出や処理の現状・問題点を共通認識するとともに、情報交換等を行いながらコミュニケーションをとることで理解が深まり、互いに連携・協力を図りながら、それぞれの役割と責務を果たしていけるものと考えます。

本計画で提案する施策は、住民・事業者・行政のパートナーシップにより、公平な分担と連携のもとで効率的かつ効果的に推進していきます。

また、本計画に基づく施策を推進していくうえで、県、隣接市町、関係機関などに対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後も県などとの連携・協力体制の強化にも努めます。

2. 計画の進行管理

本計画を推進するにあたり、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、本市におけるごみ処理の継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、ISO14001の環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。この方法は、①策定(Plan)、②実行(Do)、③点検・評価(Check)、④見直し(Action)という手順を繰り返して行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出などを行うものです。

このサイクルによる計画の点検・評価は、年度ごとに実施することを基本とし、計画の実施状況や見直し内容などについては、年度ごとに広報やホームページを通じて広く住民や事業者公表します。また、それに対する意見や提案をいただき、今後の施策に反映させます。

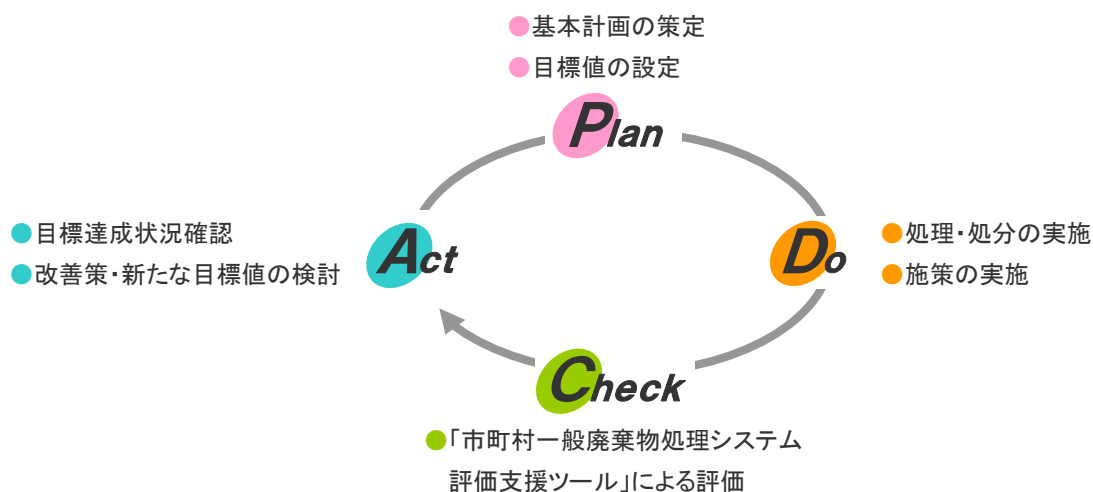


図 1-2 計画の進行管理

第2章 地域概況

第1節 自然環境

1. 位置と地勢

本市は、県のほぼ中央部に位置し、北および東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を挟み川島町、吉見町に隣接しており、東西 5.8 km、南北 5.3 km、面積 19.82km²となっています。

本市の多くは安定した地質の関東ローム層からなる大宮台地の北西端部にあり、西側には荒川が、東側には赤堀川、元荒川が流れています。また、標高は、台地の高いところで 32m 近くありますが、荒川沿いには 0m に近い低地が広がっています。



図 2-1 本市の位置

2. 気候

本市における月間降水量（1991年から2020年の30年間平均）は、一番少ない月（2月）が39mm、一番多い月（9月）は199mm、年間降水量は1,321mmとなっています。

また、月間平均気温（1991年から2020年の30年間平均）は、一番低い月（1月）が3.6℃、一番高い月（8月）は26.7℃、年間平均約14.9℃で比較的過ごしやすい気候といえます。

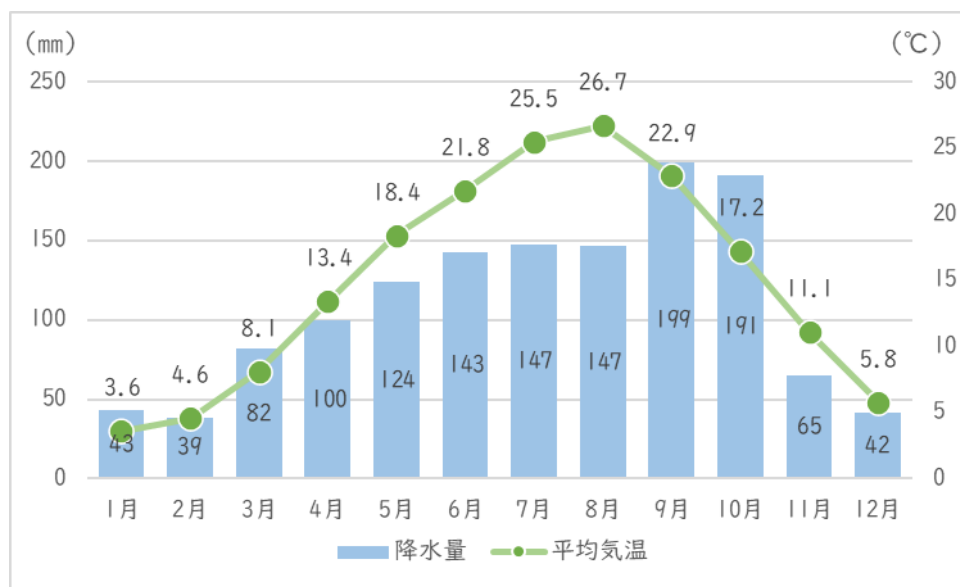


図 2-2 年間降水量及び日平均温度（令和 6 年）

第2節 社会環境

1. 人口及び世帯数の推移

1) 人口及び世帯数の推移

本市の人口は、過去10年間、微減傾向にあります。平成27年度の人口は68,222人でしたが、令和6年には65,351人となり、2,871人（4.2%）減少しています。

表 2-1 人口及び世帯数の推移

北本市				
年度	人口（人）		世帯数 （世帯）	世帯人口 （人/世帯）
		増減		
H27	68,222	-	28,610	2.38
H28	67,697	▲ 525	28,792	2.35
H29	67,144	▲ 553	28,872	2.33
H30	66,743	▲ 401	29,042	2.30
R1	66,274	▲ 469	29,226	2.27
R2	66,097	▲ 177	29,566	2.24
R3	65,817	▲ 280	29,848	2.21
R4	65,868	51	30,297	2.17
R5	65,462	▲ 406	30,514	2.15
R6	65,351	▲ 111	30,936	2.11
10年間	-	-2,871	2,326	▲0.27

各年度10月1日時点

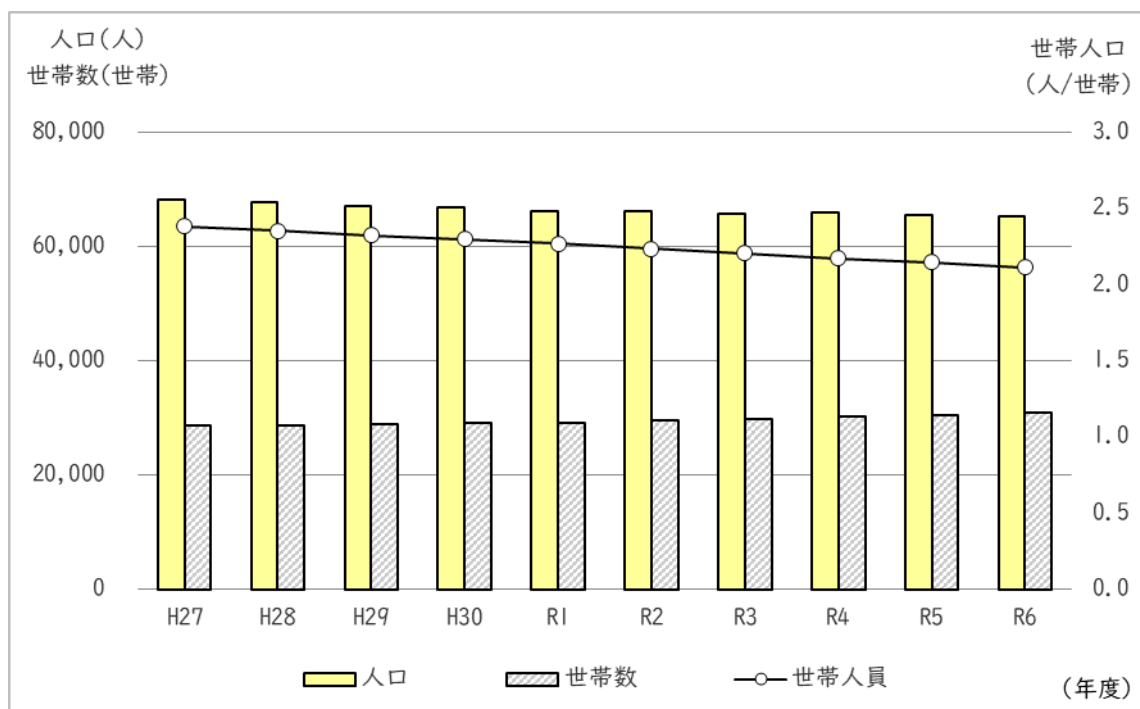


図 2-3 人口及び世帯数の推移

2) 年齢別（5 歳階級）人口の分布

本市の年齢別人口は、男性は 50～54 歳が、女性は 75～79 歳が最も多くなっています。

男性と女性を合わせた 15 歳未満の割合は 9.4%、15 歳以上 65 歳未満の割合は 57.5%、65 歳以上の割合が 33.1%となっています。

表 2-2 年齢別（5 歳階級）人口の分布

項目		総数（人）	男（人）	女（人）
年少人口	0～4歳	1,818	901	917
	5～9歳	2,095	1,087	1,008
	10～14歳	2,228	1,115	1,113
	小計	6,141	3,103	3,038
生産年齢人口	15～19歳	2,670	1,349	1,321
	20～24歳	3,028	1,508	1,520
	25～29歳	2,960	1,566	1,394
	30～34歳	3,131	1,627	1,504
	35～39歳	3,414	1,777	1,637
	40～44歳	3,558	1,861	1,697
	45～49歳	4,398	2,273	2,125
	50～54歳	5,529	2,834	2,695
	55～59歳	4,682	2,417	2,265
	60～64歳	4,193	2,046	2,147
	小計	37,563	19,258	18,305
老年人口	65～69歳	4,182	2,067	2,115
	70～74歳	4,919	2,355	2,564
	75～79歳	4,943	2,212	2,731
	80～84歳	4,190	1,845	2,345
	85～89歳	2,275	992	1,283
	90～94歳	904	314	590
	95～99歳	207	39	168
	100～歳	27	2	25
	小計	21,647	9,826	11,821
総数		65,351	32,187	33,164

※令和 6 年10月 1 日時点

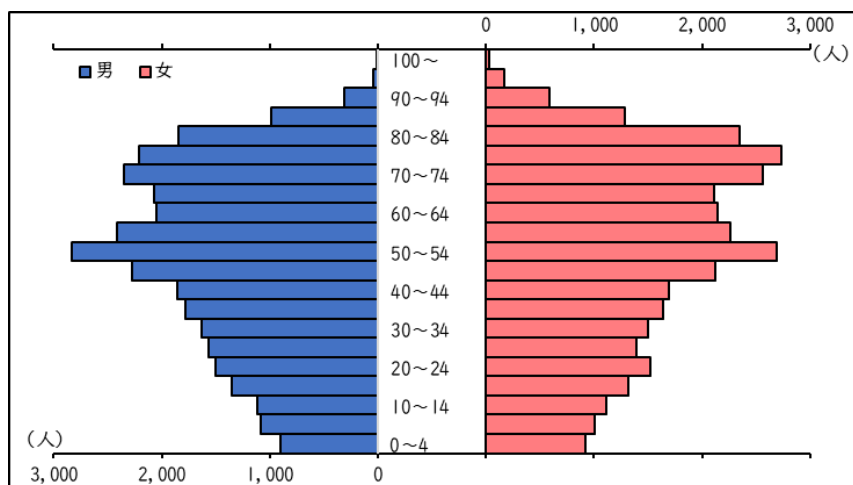


図 2-4 年齢別（5 歳階級）人口の分布

2. 産業の動向

1) 事業所数及び事業者数の推移

本市の事業所数は、平成 24 年から平成 26 年にかけて増加し、その後減少に転じています。平成 26 年の事業所数は 2,021 事業所でしたが、令和 3 年の事業所数は 1,889 事業所となり、132 事業所（6.5%）減少しています。

また、本市の従業者数は、平成 24 年から平成 26 年にかけて増加し、その後減少に転じています。平成 26 年の従業者数は、20,107 人でしたが、令和 3 年の従業者数は 19,238 人となり 869 人（4.3%）減少しています。

表 2-3 事業所数及び従業者数の推移

	H24	H26	H28	R3
事業所（事業所）	1,900	2,021	1,957	1,889
従業者（人）	18,278	20,107	19,609	19,238

注) 1. 平成 26 年は経済センサス-基礎調査、平成 24・28、令和 3 年は経済センサス-活動調査による集計。

注) 2. 平成 24 年は 2 月 1 日現在、平成 26 年は 7 月 1 日現在、平成 28 年は 6 月 1 日現在、令和 3 年は 6 月 1 日現在。

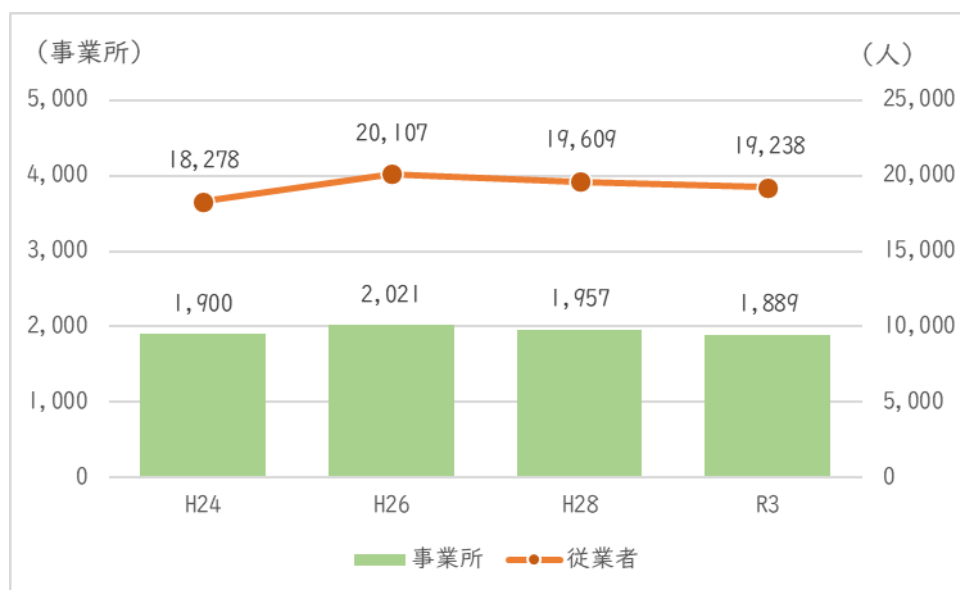


図 2-5 事業所数及び従業者数の推移

2) 事業所及び従業者の業種別割合

本市における令和3年の事業所数は1,889事業所となっています。

業種別割合をみると、「卸売業、小売業」が最も多く24.0%、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が10.9%、「医療・福祉」が10.8%の順となっています。

また、従業者数は19,238人となっており、業種別割合をみると、「卸売業、小売業」が最も多く24.8%、次いで「医療・福祉」が18.4%、「製造業」が16.6%となっています。

表 2-4 事業所及び従業者の業種別割合（令和3年）

	事業所数（事業所）		従業員（人）	
農業、林業	4	0.2%	42	0.2%
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	202	10.7%	1,143	5.9%
製造業	148	7.8%	3,191	16.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0.1%	43	0.2%
情報通信業	13	0.7%	35	0.2%
運輸業、郵便業	32	1.7%	635	3.3%
卸売業、小売業	454	24.0%	4,761	24.8%
金融業、保険業	26	1.4%	350	1.8%
不動産業、物品賃貸業	135	7.1%	482	2.5%
学術研究、専門・技術サービス業	71	3.8%	247	1.3%
宿泊業、飲食サービス業	200	10.6%	2,061	10.7%
生活関連サービス業、娯楽業	205	10.9%	1,003	5.2%
教育、学習支援業	91	4.8%	753	3.9%
医療、福祉	204	10.8%	3,528	18.4%
複合サービス事業	8	0.4%	66	0.3%
サービス業（他に分類されないもの）	95	5.0%	898	4.7%
合計	1,889	100.0%	19,238	100.0%

注 1) 出典：北本市の統計

注 2) 経済センサス-活動調査による集計。

注 3) 令和3年6月1日現在。

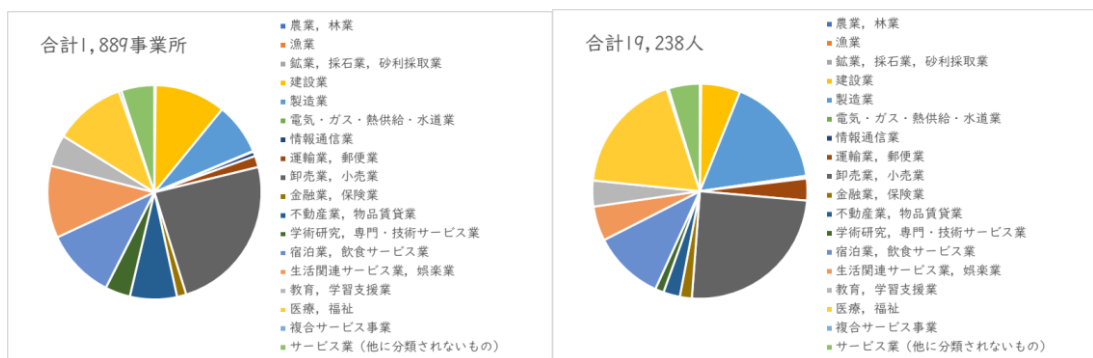


図 2-6 事業所及び従業者の業種別割合（令和3年）

3. 交通の状況

鉄道交通は、市の中心部を JR 高崎線が南北に走り、北本駅から上野駅まで約 45 分で結ばれています。

道路交通は、国道 17 号及び中山道が本市中央部を南北に縦断しています。また、首都圏中央連絡自動車道が本市の南側を東西に横断し、国道 17 号を挟む東西に桶川加納 IC 及び桶川北本 IC が開設され、平成 27 年 10 月には県内区域全線で開通し、東名自動車道や関越自動車道、東北自動車道に直結しています。

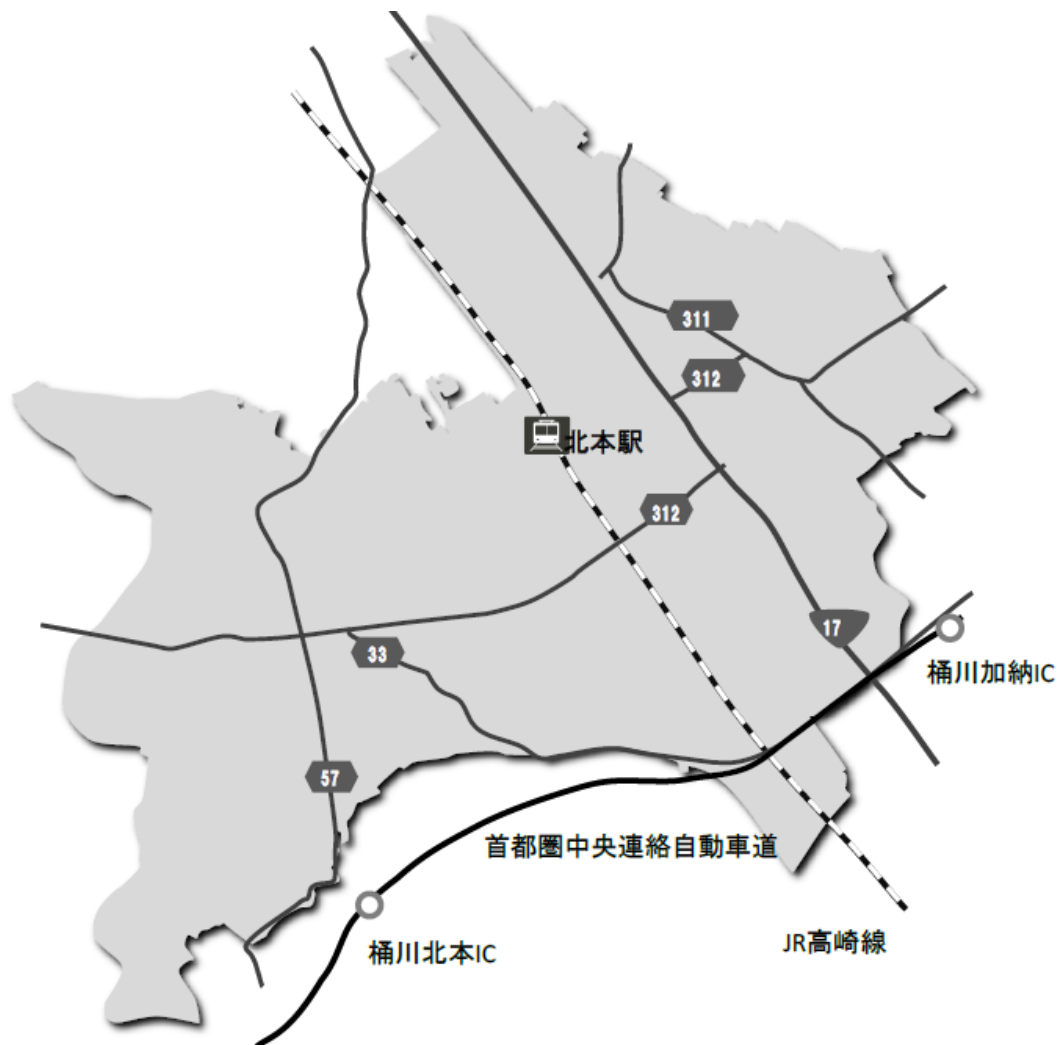


図 2-7 本市の交通状況

4. 土地利用の状況

本市の土地利用は、令和5年度で宅地が最も多く43.8%となっており、次いで畑が24.5%、その他が18.8%となっています。

表 2-5 土地利用状況

(単位：ha)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
H31	59.2	494.8	855.3	71.4	1.4	128.9	370.9
R2	59.2	491.5	858.3	69.7	1.4	129.4	372.5
R3	58.7	489.5	861.9	67.8	1.4	129.9	372.8
R4	58.7	487.4	864.7	67.1	1.4	129.9	372.8
R5	58.6	485.0	867.6	66.8	1.4	129.4	373.2

出典) 北本の統計(各年度1月1日現在)

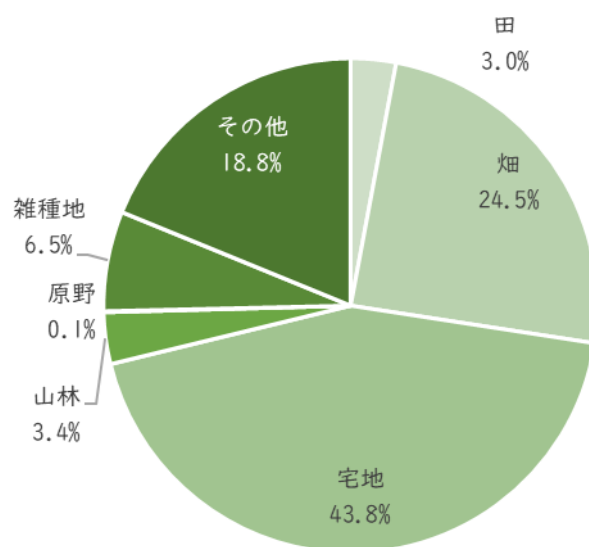


図 2-8 土地利用状況 (令和5年)

都市計画の区域区分と用途別面積（市街化区域と市街化調整区域）は以下に示すとおりです。市街化区域は 721.0ha で市域全体の 36.3%であり、市街化調整区域は 1,263.0ha で市域全体の 63.7%となっています。

表 2-6 土地利用状況都市計画区域面積及び都市計画用途指定地域別面積

区 分	面 積 (ha)	構 成 比 (%)
都市計画区域	1,984.0	100.0
市街化区域	721.0	36.3
市街化調整区域	1,263.0	63.7
都市計画用途地域	720.6	100.0
第一種低層住居専用地域	336.5	46.7
第一種中高層住居専用地域	71.9	10.0
第二種中高層住居専用地域	8.5	1.2
第一種住居地域	166.8	23.1
第二種住居地域	48.4	6.7
準住居地域	19.0	2.6
近隣商業地域	9.5	1.3
商業地域	9.0	1.2
準工業地域	22.0	3.1
工業専用地域	29.0	4.0

出典）北本の統計（令和 5 年 4 月 1 日現在）

[illegible]

図 2-9 都市計画図

5. 国、県及び本市における関連計画

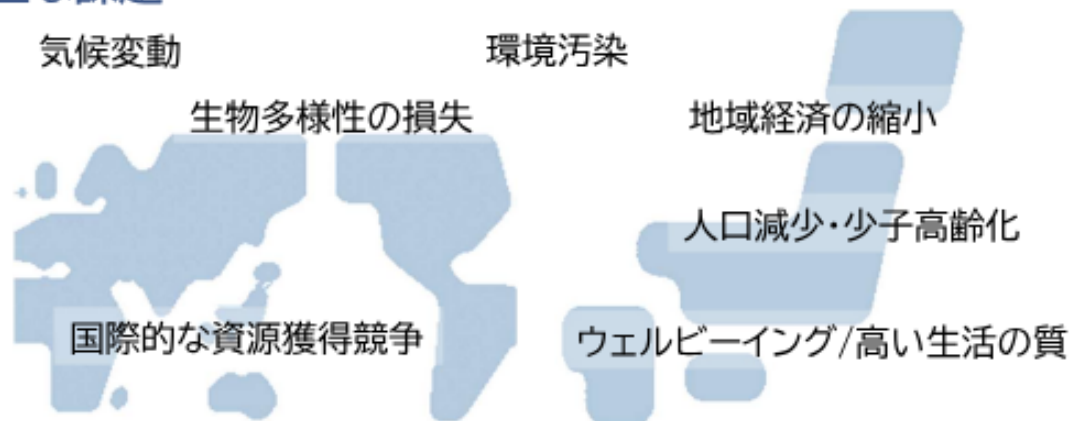
1) 国の計画

国では、循環型社会形成推進基本法に基づき、令和6年8月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題としています。

また、令和5年6月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「廃棄物処理施設整備計画」を閣議決定し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に加え、気候変動や災害対策の強化及び地域の自主性や創意工夫を活かした廃棄物処理施設を整備することなどを示しています。

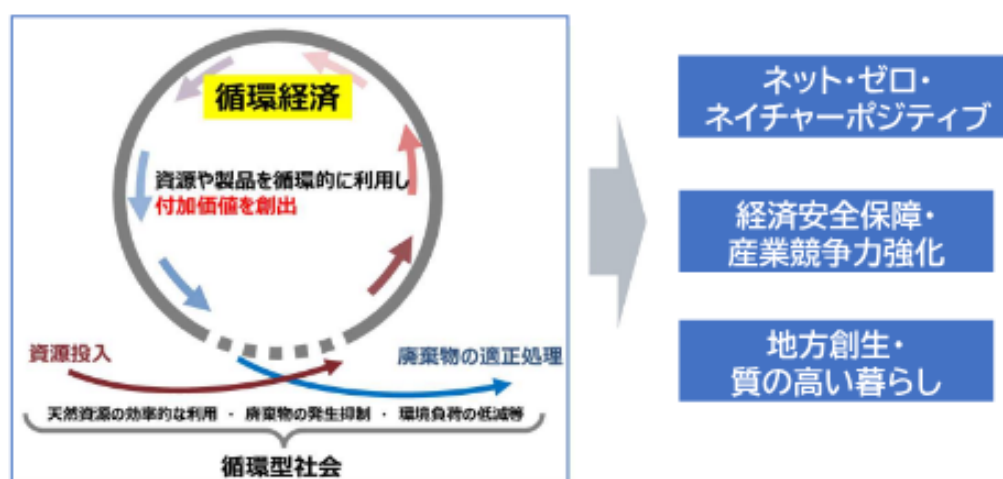
背景とポイント

主な課題



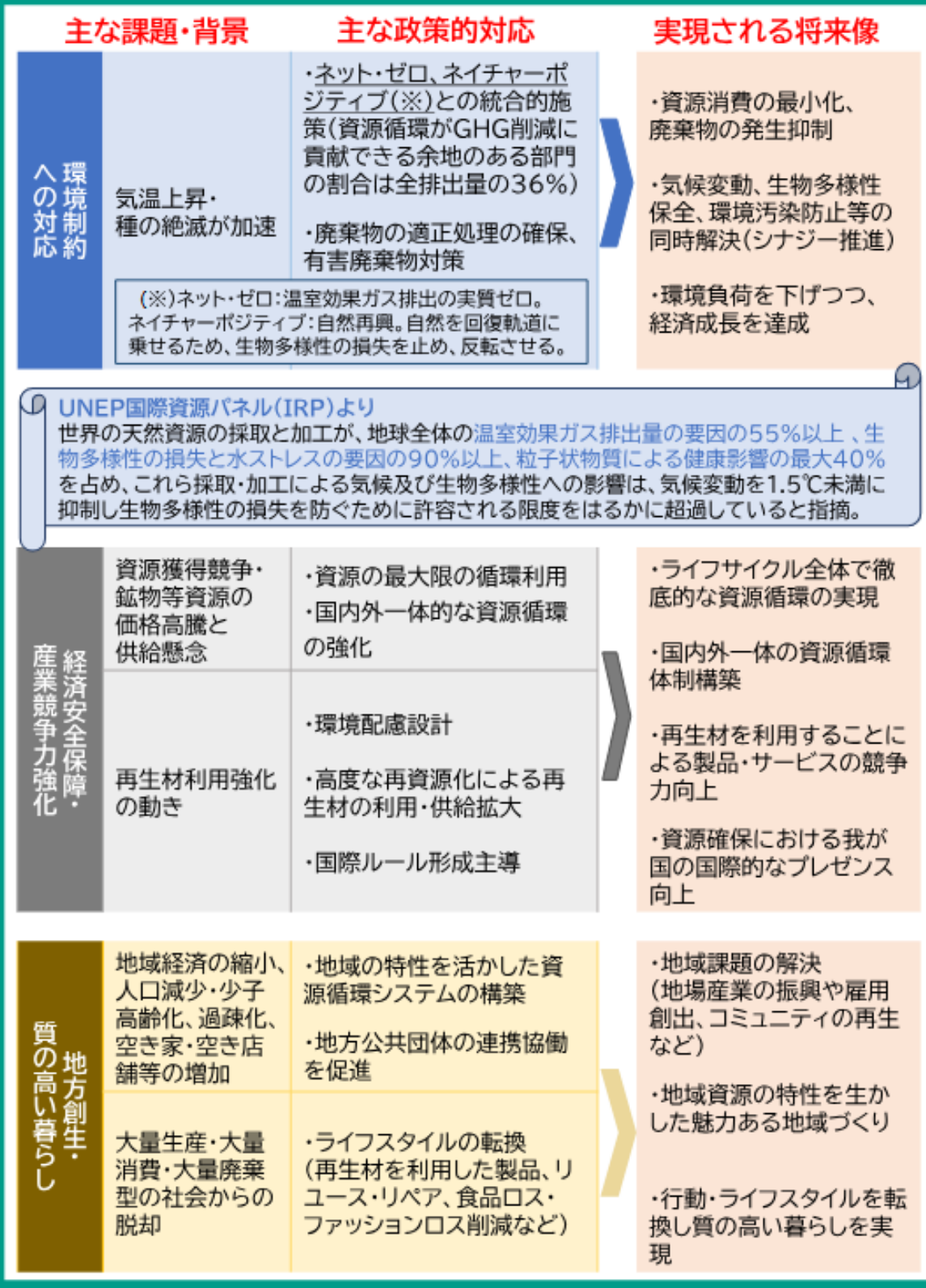
循環型社会づくりによる課題解決

- ◆ 循環経済への移行により循環型社会を形成することは、我が国が直面する環境・経済・社会それぞれの課題を解決しながら、新たな市場を作り、国民の暮らしを改善して、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」を高めるもの
- ◆ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵



鍵となる「循環経済への移行」を進めていく必要

我が国の現状・課題と、解決に向けた道筋



出典) 環境省ホームページ

廃棄物処理施設整備計画の策定について

廃棄物処理施設整備計画とは

- ・ 廃棄物処理法基本方針に即して、5年間の計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定め、閣議で決定するもの（廃棄物処理法第5条の3）。
- ・ 今般、2023年度から2027年度までの5年間を計画期間とする新たな廃棄物処理施設整備計画（以下「新計画」という。）を策定した。

新計画のポイント

- 気候変動への対応について、「2050年カーボンニュートラルにむけた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化。
- 「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加。
- 「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を、上記の脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化。

脱炭素化・資源循環
の一体的推進

1

主な記載内容

1. 基本的理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化
- (2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保
- (3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組

<ポイント>

- 廃棄物の排出抑制、循環的利用、適正処分の確保を推進しつつ、Renewableの取組や循環経済への移行の重要性も踏まえ、資源循環の取組を強化し、循環型社会の実現を目指す。
- 施設の長寿命化・延命化、広域化・集約化、老朽化した施設の適切な更新・改良等を推進し、地域単位で一般廃棄物処理システムの強靱性を確保する。人口減少を見据え、将来にかかるコストを可能な限り抑制するよう計画的に進める。
- 廃棄物分野は他分野も含めた温室効果ガス排出量の削減に貢献可能。2050年カーボンニュートラルに向けてさらなる排出抑制の取組による焼却等に伴う温室効果ガスの削減、熱回収の高度化、将来的にはCCUS等の技術の導入により、脱炭素化の推進が期待される。

2

主な記載内容

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
- (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
- (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

<ポイント>

- 各素材の資源循環を強化し、廃棄物分野からの素材・原料等の供給により、3R+Renewableをはじめとする循環経済への移行やライフサイクル全体における温室効果ガスの排出削減に貢献。必要に応じデジタル技術も活用。
- 長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的・合理的な施設整備により、建設・維持管理・解体に係るトータルコストの縮減、更新需要の平準化等の一層の推進が必要。
- より一層の広域化・集約化やバイオマスの利活用、地域産業等と連携した熱利用など地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入。3R+Renewableを進めてもなお残る温室効果ガス排出に対してCCUSやカーボンリサイクル技術等の普及も念頭に今後の技術動向への柔軟な対応が求められる。
- 廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、災害時の防災拠点としての活用、民間事業者等との連携、リユース拠点としての活用等、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進める。

3

主な記載内容

3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）	20%→28%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	2020年度の水準(22年分)を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	20%→22%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	41%→46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	58%→76%以上
先進的省エネ型浄化槽導入基数	家庭用33万基→75万基 中・大型9千基→27千基

(参考1)本計画に基づく補助指標(一例)

補助指標	CO2排出削減見込量(※1)
廃プラスチックのリサイクルの促進によるCO2排出削減見込量	640万トンCO2
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入によるCO2排出削減見込量	91～157万トンCO2
浄化槽の省エネルギー化によるCO2排出削減見込量	12.3万トンCO2

(参考2)第四次循環型社会形成推進基本計画におけるごみ排出量の目標値(※2)

1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人/日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g/人/日
事業系ごみ排出量	約1,100万トン

※2 2025年度を目標年度とするもの

※1 CO2排出削減見込量については地球温暖化対策計画に基づく2030年度目標

4

出典) 環境省ホームページ

2) 県の計画

県では、生活様式や事業活動のあり方を見直し、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和 3 年 3 月に「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しています。

ごみに関しては、より一層の廃棄物排出抑制を求めるほか、社会的に影響が大きく、新たに生じた「食品ロスの削減」「プラスチック資源の循環的利用の推進」「廃棄物処理の持つエネルギーの有効利用」を重要課題として位置付けました。また「廃棄物の適正処理」「資源の循環利用の推進」「災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理」「少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物処理体制の構築」を引き続き基本方針としています。

廃棄物処理施設の広域化・集約化に係る計画において本市は、ごみ処理広域ブロック 2I に指定されており、広域化を図ることにより施設の集約化が進むものと考えられる地域とされています。

また、令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことを受け、令和 3 年 3 月に「埼玉県食品ロス削減推進計画」を策定しています。

将来像

県、市町村、県民及び事業者など全てのステークホルダーのパートナーシップによる「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現

計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

基本方針

- 1 廃棄物をリサイクルし、資源の循環的利用を促進する。
- 2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する。
- 3 災害発生時において、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を確保する体制及び廃棄物処理施設を中心とした施設のレジリエンスを高める。
- 4 将来直面する少子高齢化や人口減少においても持続可能な廃棄物適正処理体制を維持する。

施策

- 1 3Rの推進
 - ・ リデュース・リユースの推進
 - ・ 廃棄物の再生利用の推進
 - ・ 廃棄物エネルギー等の有効活用
 - ・ 県による率先行動
- 2 廃棄物の適正処理の推進
 - ・ 廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導
 - ・ 不法投棄防止対策等の徹底
 - ・ 有害廃棄物等の適正処理
 - ・ 安全・安心な最終処分場の運営・研究
- 3 災害発生時等のレジリエンス強化
 - ・ 災害廃棄物処理等への体制強化
 - ・ 施設の活用と処理能力の確保
- 4 持続可能な廃棄物処理の推進
 - ・ 市町村の取組による推進
 - ・ 事業者の取組による推進

重要課題

社会的に影響が大きく、新たに生じた次の3点を重要課題として位置付ける。

- 食品ロスの削減
- プラスチック資源の循環的利用の推進
- 廃棄物処理の持つエネルギーの有効利用

数値目標

一般廃棄物の数値目標（令和7年度時点）

- 県民1人1日あたりの家庭ごみ排出量を440g/人日に削減（H30年度比16%減）
- 県民1人1日あたりの最終処分量を28g/人日に削減（H30年度比18%減）
- 事業系ごみ排出量を451千tに削減
- 再生利用率（リサイクル率）33.6%に増加（H30年度比9.7%増）

埼玉県食品ロス削減推進計画（令和 3 年 3 月）

数値目標

食品ロスの数値目標（令和 7 年度時点）

- 県全体の食品ロスを 240 千トンに削減（H30 年度比 9.8%減）

取 組

- 家庭から生じる食品ロスの削減
- 事業活動に伴い生じる食品ロスの削減
- 食品の有効活用の促進

3) 本市の計画

本市では、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針として、総合振興計画を策定しています。

また、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 29 年 3 月に第二次北本市環境基本計画を策定しています。ごみに関しては、「廃棄物の減量とリサイクルの推進」及び「循環型ごみ処理方法の推進」に取り組むものとし、生活排水に関しては、「水の清浄さの維持」として、公共下水道や合併処理浄化槽による生活雑排水の処理を推進するものとしています。

第六次北本市総合振興計画（令和 7 年 7 月）

計画期間

基本構想：令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間

将来都市像

「緑にかこまれた健康な文化都市」

基本理念

「みんなの力で築く、誰にとってもやさしいまちづくり」

第二次北本市環境基本計画（平成 29 年 3 月）

計画期間

平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間

将来都市像

「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」

本計画の関連分野の取組

自然やエネルギーを大切に利用し、
環境にやさしい暮らしを創るまち

- ・ 4 R（特にリデュース・リフューズ・リユース）の普及と推進
- ・ ごみ排出量の削減と資源化の推進
- ・ 循環型社会形成推進基本法の推進
- ・ 廃棄物の広域処理の推進
- ・ 不法投棄防止・環境美化の推進
- ・ 水の清浄さの推進
- ・ 環境情報の整備充実と発信・提供

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1. 用語の定義

本計画において使用する用語の定義は、以下のとおりです。

家庭から排出されるごみを「生活系ごみ」と呼びます。生活系ごみは大きく、「可燃ごみ」、「粗大ごみ」、「不燃ごみ」、「資源」に分類されます。なお、家庭から排出されるごみの量を「生活系ごみ排出量」と呼びますが、「資源」を除いた生活系ごみを「家庭系ごみ」と呼びます。

また、オフィス、商店及び農業など事業活動により発生する一般廃棄物を「事業系ごみ」と呼びます。本計画で取り扱う事業系ごみは、埼玉中部環境センターで受け入れ可能なごみ種で、大きく「可燃ごみ」及び「粗大ごみ」に分類されます。

これらの「生活系ごみ排出量」と「事業系ごみ排出量」をあわせた量を「ごみ排出量」と呼びます。

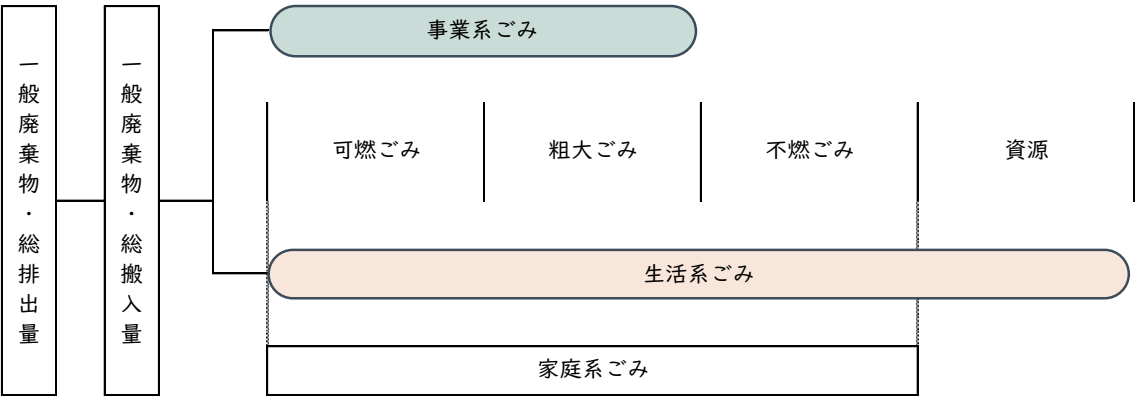


図 3-1 用語の定義

2. ごみ処理体制

本市における主なごみ処理体制は、以下のとおりです。

可燃ごみは、埼玉中部環境センターにおいて焼却処理しています。なお、焼却処理に伴って排出される焼却灰等の焼却残さは、埼玉県清掃行政研究協議会と太平洋セメント株式会社熊谷工場との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

不燃ごみは、北本市一般廃棄物一時保管場に一時保管した後、民間処理業者に処理を委託しています。委託先の民間処理業者は、金属等の資源物を選別した後、非金属残さをまとめて中間処理（熱回収後、焼却灰はセメント原料として資源化）しています。

粗大ごみは、埼玉中部環境センターの粗大ごみ処理施設において破碎・選別処理を行っています。選別後の金属等は、有価売却（リサイクル）しています。また、選別後の可燃残さは、同センターの焼却施設において焼却処理しています。

資源として分別回収されるビン・缶・紙類・布類などは、北本リサイクル事業協同組合に委託し、有価売却（リサイクル）しています。

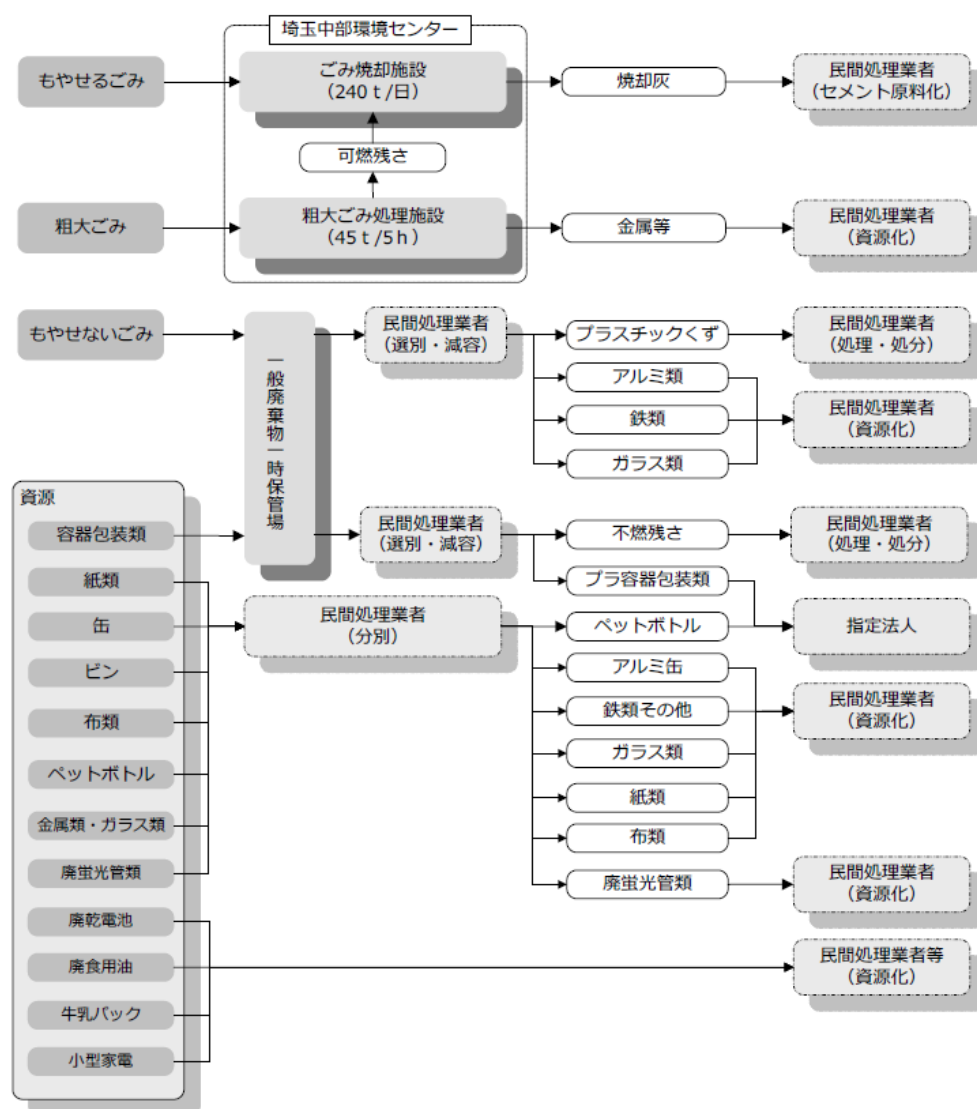


図 3-2 本市における主なごみ処理体制（令和 6 年度）

3. 収集・運搬

ごみの分別区分を表 3-1 に示します。

家庭ごみの分別は大きく、もやせるごみ、もやせないごみ、粗大ごみ、資源に分けられ、資源の細分類は、容器包装類、紙類、缶、ビン、布類、ペットボトル、金属類、ガラス類、廃乾電池、牛乳パック、廃食用油、廃蛍光灯類、小型家電となっています。なお、本計画において、可燃ごみ及び不燃ごみは、それぞれ「もやせるごみ」、「もやせないごみ」を指します。

可燃ごみは、指定ごみ袋（指定レジ袋含む）を用いるか、枝木などは指定の長さに切り揃えたうえで束ねて家庭ごみ集積所に排出します。収集頻度は、原則週に 2 回となっています。

不燃ごみは、可燃ごみと同様、指定ごみ袋を用いて、家庭ごみ集積所に排出します。収集頻度は、月に 2 回となっています。

粗大ごみは、戸別収集か自己搬入の方法で排出します。どちらの場合も北本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、手数料を徴収しています。

資源は、種類により排出方法、収集方法、収集頻度が異なります。

プラスチック製容器包装は「容器包装（資源）類」として、指定ごみ袋を用いて、家庭ごみ集積所に排出します。収集頻度は、原則週に 1 回となっています。

その他の資源（紙類、缶、ビン、布類、ペットボトル、金属・ガラス類）は、資源回収集積所に排出しますが、袋の指定はありません。収集頻度は、月に 2 回となっています。

廃蛍光灯類も資源回収集積所に排出しますが、年に 3 回の排出日が指定されています。乾電池、牛乳パック、廃食用油及び小型家電は、市内の指定された拠点で回収されています。

一時多量ごみ（引っ越しごみ、遺品整理ごみ、大掃除ごみ）は他の利用者の利用を妨げるおそれがあるので、家庭ごみ集積所に排出することを禁じています。これらは自己搬入あるいは収集運搬許可業者に引き取りを依頼します。

事業系ごみは、収集運搬許可業者による収集と事業者自身による自己搬入を行っています。

表 3-1 分別区分

分別区分		排出方法	排出場所	収集回数
もやせるごみ	生ごみ、紙くず、布くず、おむつ（汚物を除く）、枝木類（太さ3cm以内）	指定ごみ袋	集積所	週2回
もやせないごみ	汚れたプラスチック製容器包装、プラスチック製品（プラスチック衣装ケース、ポリタンク、CD など）、金属ごみ（傘など）、ゴム・革製品（靴など）、瀬戸物・陶磁器、強化・耐熱ガラス・板ガラス、ガスを使いきったライター、LED 照明・割れた蛍光灯・電球、ぬいぐるみ類（60cm以上は粗大ごみ）	指定ごみ袋	集積所	月2回
容器包装（資源）類	きれいなプラスチック製容器包装、マークのあるきれいなもの	指定ごみ袋	集積所	週1回
資源回収	ペットボトル	専用ネット	資源回収場所	月2回
	ビン	色別にかごに入れる	資源回収場所	月2回
	ガラス類	色別にかごに入れる	資源回収場所	月2回
	缶	専用カゴ	資源回収場所	月2回
	金属類	専用カゴ	資源回収場所	月2回
	紙類	種類別にヒモで縛る	資源回収場所	月2回
	布類	ヒモで縛る	資源回収場所	月2回
粗大ごみ	具類、寝具類、家電製品（小型家電として出せない大きさのもの）、敷物類（足拭きマット、カーペットなど）、その他（中綿やダウンの入った服など）	戸別収集または自己搬入	家の前またはごみ処理場	随時
牛乳パック	牛乳、ジュース等のパック	回収ボックス	市役所等	随時
廃乾電池	乾電池・ボタン電池・リチウムイオン電池・家電のバッテリー、モバイル バッテリーなど	回収ボックス	市役所等	随時※
小型家電	小型家電	回収ボックス	市役所等	随時
廃食油	廃食油			
廃蛍光灯類・水銀使用製品	光管、電球、水銀体温計、水銀血圧計など	—	資源回収場所	年3回

※乾電池は、月1回の回収も行っています。

4. ごみ排出の推移

1) 年間排出量

ごみ排出量は、令和元年度から令和2年度に新型コロナウイルスの影響により増加しましたが、令和2年度からは減少傾向にあります。

生活系ごみは、令和元年度には15,301tでしたが、令和6年度には14,378tとなり、923t（6.0%）減少しています。資源を除いた家庭系ごみは、令和元年度には12,465tでしたが、令和6年度には11,975tとなり、490t（3.9%）減少しています。

また、事業系ごみは、令和元年度には3,735tでしたが、令和6年度には3,306tとなり、429t（11.5%）減少しています。

表 3-5 ごみ排出量の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活系ごみ	t/年	15,301	16,132	15,615	15,123	14,911	14,378
可燃ごみ	t/年	10,432	10,896	10,778	10,551	10,599	10,200
不燃ごみ	t/年	1,554	1,744	1,566	1,401	1,324	1,356
粗大ごみ	t/年	465	524	478	426	435	419
資源ごみ	t/年	2,836	2,947	2,776	2,729	2,530	2,403
家庭系ごみ	t/年	12,465	13,185	12,839	12,394	12,381	11,975
事業系ごみ	t/年	3,735	3,450	3,535	3,453	3,519	3,306
可燃ごみ	t/年	3,603	3,309	3,395	3,333	3,388	3,199
粗大ごみ	t/年	132	141	140	120	131	107
合計	t/年	19,036	19,582	19,150	18,576	18,430	17,684

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

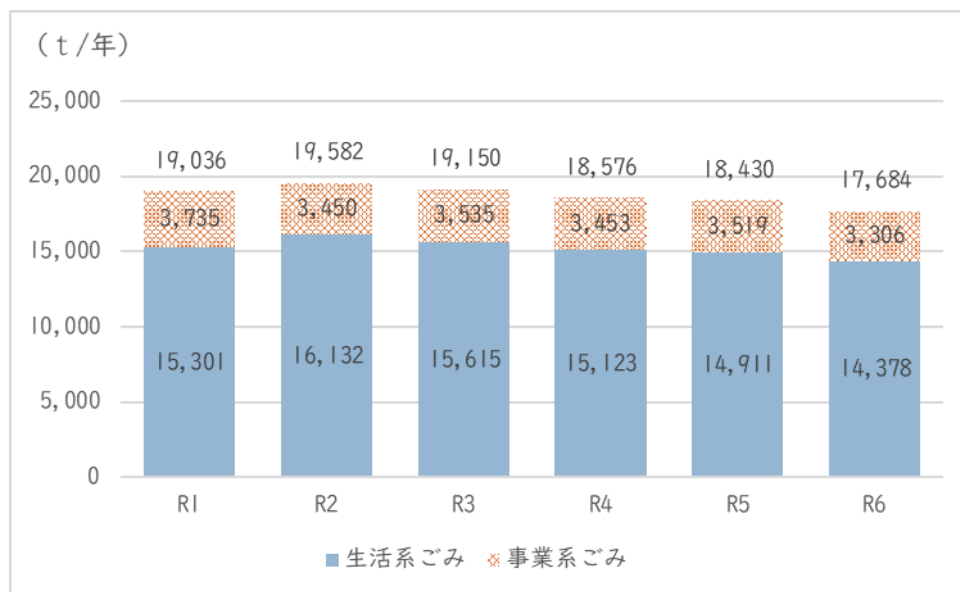


図 3-3 ごみ排出量の推移

2) 一人1日当たりのごみ排出量

ごみ排出量を人口及び年間日数で割った一人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度は785gでしたが、令和6年度は741gとなり44g(5.6%)減少しました。

生活系ごみ排出量は、令和元年度は631gでしたが、令和6年度は603gとなり28g(4.4%)減少しました。資源を除いた家庭系ごみ排出量は、令和元年度は514gでしたが、令和6年度には502gとなり11g(2.3%)減少しています。

また、事業系ごみ排出量は、令和元年度は154gでしたが、令和6年度は139gとなり15g(9.7%)減少しました。

表 3-6 一人1日当たりのごみ排出量の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	66,274	66,097	65,817	65,868	65,462	65,351
一人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	784.79	811.67	797.15	772.65	769.23	741.38
生活系ごみ	g/人・日	630.81	668.67	650.00	629.03	622.35	602.78
家庭系ごみ	g/人・日	513.89	546.52	534.45	515.52	516.75	502.04
事業系ごみ	g/人・日	153.98	143.00	147.15	143.62	146.88	138.60

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

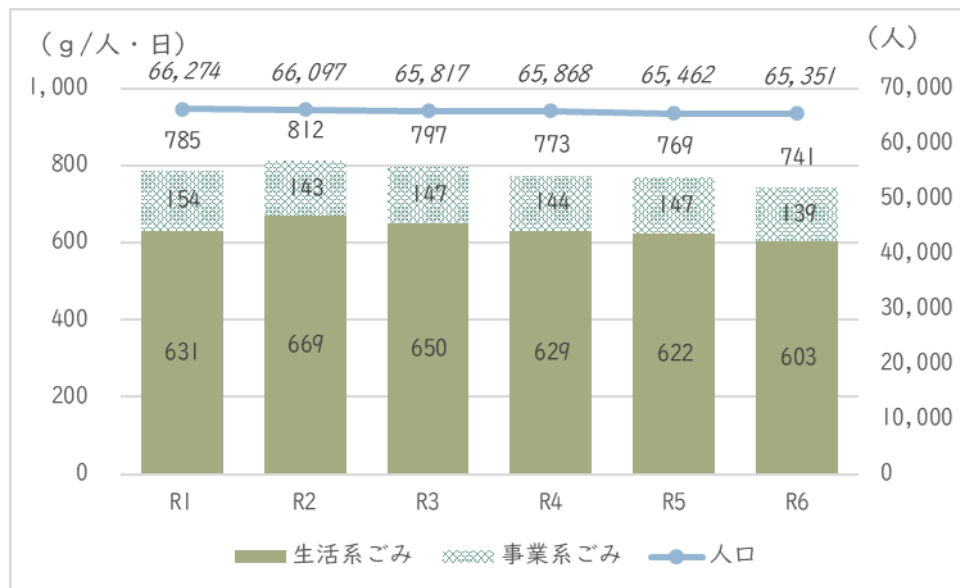


図 3-4 一人1日当たりのごみ排出量の推移

5. 処理施設の概要

可燃ごみは、環境保全組合の埼玉中部環境センターごみ焼却施設で処理しています。同施設は、稼働から41年以上が経過しており、老朽化が著しく更新の時期が迫っています。

粗大ごみは、埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設で処理しています。ごみ焼却施設と同様、老朽化が著しく更新の時期が迫っています。

不燃ごみ及び容器包装類は、市内の一時保管施設に搬入しています。同施設は、不燃ごみ及び容器包装類の積み替え保管場所として使用しています。

表 3-2 ごみ焼却施設の概要

施設名	埼玉中部環境センターごみ焼却施設
管理者	埼玉中部環境保全組合
所在地	埼玉県比企郡吉見町大字大串 2808 番地
施設種類	ごみ焼却施設
処理能力	240 t / 日 (80 t / 日 × 3 炉)
処理対象物	可燃ごみ
竣工	昭和 59 年 3 月
処理方式	全連続燃焼式機械炉

表 3-3 粗大ごみ焼却施設の概要

施設名	埼玉中部環境センター粗大ごみ焼却施設
管理者	埼玉中部環境保全組合
所在地	埼玉県比企郡吉見町大字大串 2808 番地
施設種類	粗大ごみ処理施設
処理能力	45 t / 5 h
処理対象物	粗大ごみ
竣工	昭和 59 年 9 月
処理方式	破碎・選別処理等

表 3-4 一時保管場の概要

施設名	北本市一般廃棄物一時保管場
管理者	北本市
所在地	北本市中丸 8 丁目 322 番地 1
施設種類	一時保管施設

6. ごみ処理の推移

1) 焼却処理量

埼玉中部環境センターにおける本市の焼却処理量は、令和元年度は 14,382 t ですが、令和 6 年度は 13,725 t となり 657 t (4.6%) 減少しました。

なお、焼却処理に伴って排出される焼却灰等の焼却残さは、埼玉県清掃行政研究協議会と太平洋セメント株式会社熊谷工場との協定に基づき、セメント原料として資源化しています。

表 3-7 焼却処理量の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却処理	t/年	14,382	14,643	14,596	14,253	14,379	13,725
直接焼却量	t/年	14,035	14,115	14,097	13,809	13,919	13,317
処理残渣	t/年	347	528	499	444	460	408

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

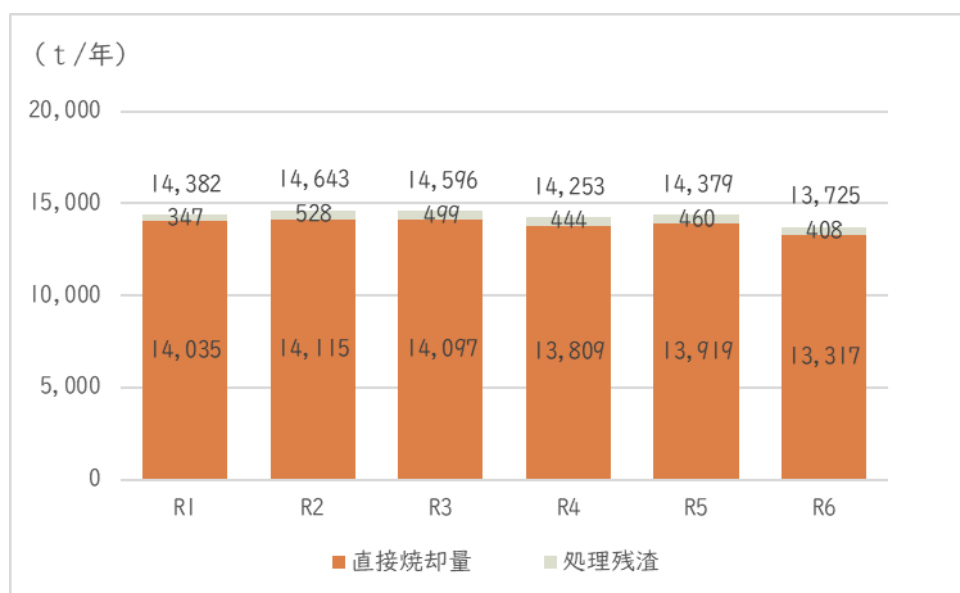


図 3-5 焼却処理量の推移

2) 焼却ごみの組成

埼玉中部環境センターにおいて、令和2年度から令和6年度に調査した焼却ごみの組成は、以下のとおりです。

ただし、埼玉中部環境センターでは、鴻巣市の鴻巣地域、川里地域、吉見町及び本市から排出される可燃ごみ等処理しており、本市以外のごみも含まれています。

令和6年度では、紙・布類の割合が最も大きく60.1%、次いで木・竹類が13.4%となっています。

表 3-8 焼却ごみの組成

	R2	R3	R4	R5	R6
紙・布類	50.96	47.72	52.71	56.92	60.05
合成樹脂類	11.22	16.16	10.23	16.95	12.12
木・竹類	17.5	9.46	16.23	6.09	13.43
厨芥類	14.27	21.48	15.69	18.16	11.07
不燃物	1.13	1.2	1.97	0.76	1.37
その他	4.92	3.98	3.17	1.12	1.96
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

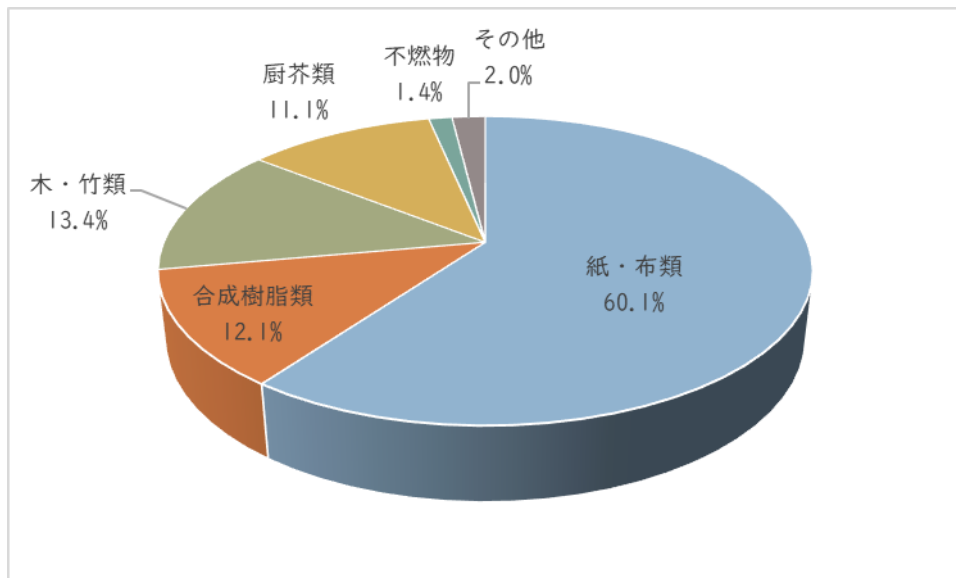


図 3-6 焼却ごみの組成

3) 破碎処理量

粗大ごみは、埼玉中部環境センター粗大ごみ処理施設で処理しています。

破碎処理量は、令和元年度が597 t、令和6年度には526 tとなり、71 t (11.9%) 減少しています。

なお、破碎処理後の可燃残さは、同センター焼却施設で焼却処理していますが、金属などの資源物は、民間処理業者において資源化しています。

表 3-9 破碎処理量の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
破碎処理量	t/年	597	665	618	546	566	526

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）



図 3-7 破碎処理量の推移

4) 資源化量

本市の資源化量及びリサイクル率は、以下のとおりです。

資源化量は、令和元年度が 5,908t であったのに対し、令和 6 年度には 5,419t となり、489t (8.3%) 減少しています。

また、リサイクル率は、令和元年度では 31.0% であったのに対し、令和 6 年度には 30.6% となり、0.4% 減少しています。

表 3-10 資源化量及びリサイクル率の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総資源化量	t/年	5,908	6,469	6,334	5,812	5,597	5,419
直接資源化量	t/年	2,003	2,063	1,898	1,848	1,674	1,551
施設資源化量	t/年	3,905	4,406	4,436	3,964	3,923	3,868
リサイクル率	%	31.0	33.0	33.1	31.3	30.4	30.6

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

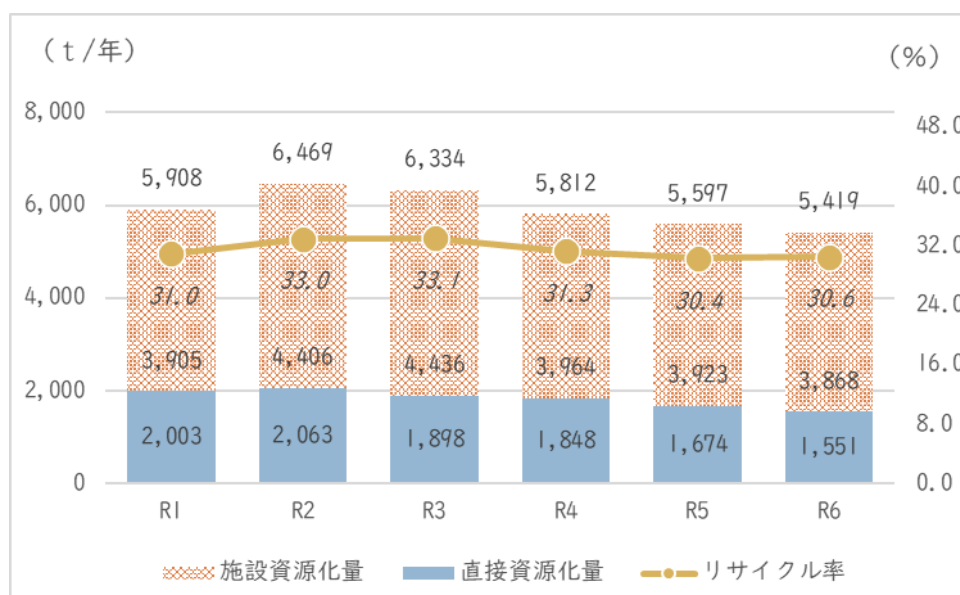


図 3-8 資源化量及びリサイクル率の推移

7. ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費は、令和2年度から令和5年度においては、6億円前後で推移しています。

また、市民一人当たりの経費は令和5年度で9,658円、ごみ1t当たりの経費は34,305円となっています。

表 3-11 ごみ処理経費の推移

	単位	R2	R3	R4	R5
建設・改良費	千円	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円	496,682	497,538	500,324	509,096
人件費（一般職）	千円	26,124	23,510	29,760	27,398
処理費					
収集運搬費	千円	1,101	989	734	1,035
中間処理費	千円	0	0	0	0
最終処分費	千円	0	0	0	0
車両等購入費	千円	0	0	0	904
委託費					
収集運搬費	千円	334,157	335,389	340,884	356,053
中間処理費	千円	135,300	137,650	128,946	123,706
最終処分費	千円	0	0	0	0
その他	千円	0	0	0	0
その他	千円	139,527	91,131	108,385	123,147
合計	千円	636,209	588,669	608,709	632,243
人口	人	66,097	65,817	65,868	65,462
1人当たり経費	円/人	9,625	8,944	9,241	9,658
ごみ排出量	t/年	19,582	19,150	18,576	18,430
ごみ1t当たり経費	円/t	32,489	30,740	32,769	34,305

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

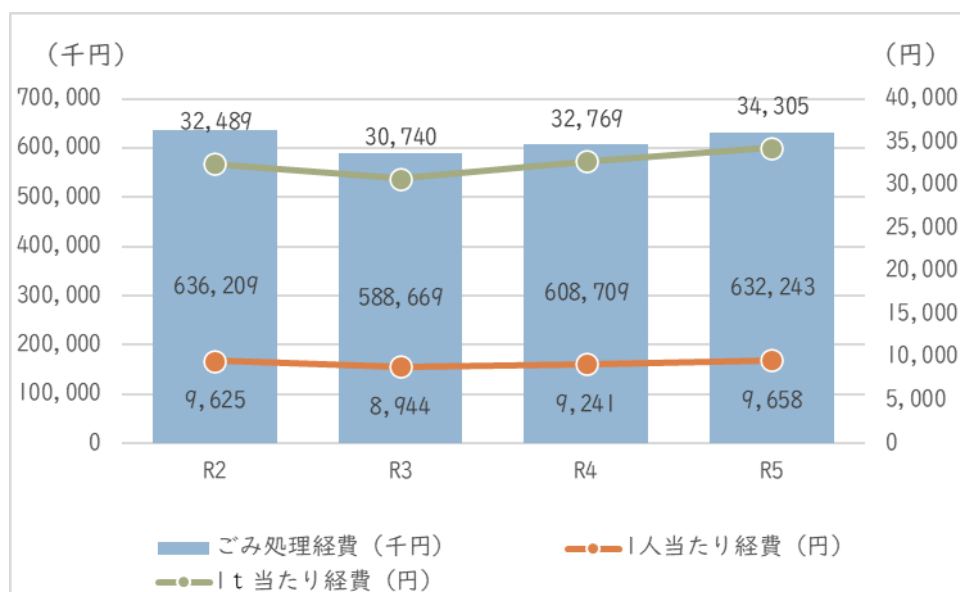


図 3-9 ごみ処理経費の推移

8. 他市町村との比較

(1) 全国の類似市町村との比較

令和5年度における本市と全国の類似市町村との比較結果を、以下に示します。レーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示します。

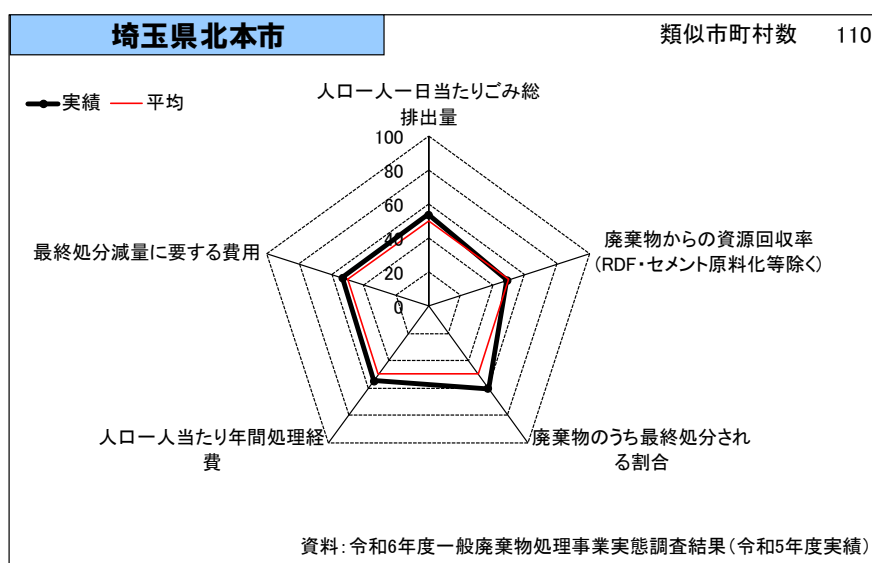
なお、類似市町村は、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体市町村財政指数表」に示される類型によるものとし、一覧を資料編に示します。

「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」の項目についてはいずれも平均値と比較して優れている結果となっています。

一方で、「廃棄物からの資源回収率」の項目については平均値より低い水準となっています。ただし、本システムは、焼却残さをセメント原料として資源化されたものを除いた資源回収率としています。

表 3-12 本市のごみ処理の評価(全国類似市町村との比較)

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.816	0.177	0.081	14,175	48,682
最大	1.314	0.449	0.697	30,308	99,623
最小	0.612	0.051	0	7,380	22,493
標準偏差	0.125	0.069	0.079	3,676	14,136
北本市	0.769	0.169	0	12,538	44,370
偏差値	53.8	48.8	60.3	54.5	53.1



出典: 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

図 3-10 本市のごみ処理の評価(全国類似市町村との比較)

(2) 埼玉県内の全市町村との比較

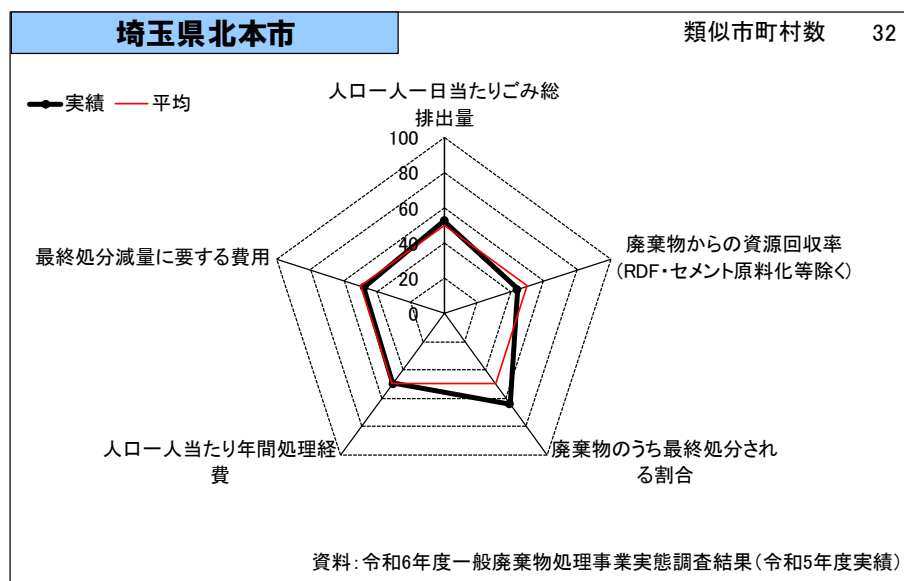
令和5年度における本市と埼玉県内の全市町村との比較結果を、以下に示します。

「人口一人一日当たりごみ総排出量」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口一人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」の項目についてはいずれも平均値と比較して優れている結果となっています。

一方で、「廃棄物からの資源回収率」の項目については平均値より低い水準となっています。

表 3-13 本市のごみ処理の評価(埼玉県内の全市町村との比較)

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.796	0.208	0.036	12,419	42,346
最大	1.015	0.376	0.087	16,559	67,551
最小	0.663	0.079	0	8,267	24,440
標準偏差	0.099	0.064	0.026	2,104	10,213
北本市	0.769	0.169	0	12,538	44,370
偏差値	52.7	43.9	63.8	49.4	48.0



出典: 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

図 3-11 本市のごみ処理の評価(埼玉県内の全市町村との比較)

9. 前計画の達成評価

1) 数値目標の達成状況

前計画で設定された、減量に係る目標を以下に示します。

表 3-14 前計画における数値目標

指標		目標値 (R2)	目標値 (R7)
①	市民一人1日当たりのごみ排出量 ごみ全体について、発生を抑制する取組を評価する指標となっています	792 g (H25 比約 12 g 減)	779 g (H25 比約 25 g 減)
②	市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量 (資源除く) 発生抑制だけでなく、分別の取組みも評価する指標となっています	490 g (H25 比約 20 g 減)	470 g (H25 比約 40 g 減)
③	市内の事業系ごみ排出量 事業系ごみの減量化を評価する指標となっています	3,664 t (H25 比約 2.5%減)	3,570 t (H25 比約 5%減)

前計画における目標の達成状況について、令和6年度では市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量(資源除く)は達成できていないものの、市民一人1日当たりのごみ排出量及び市内の事業系ごみ排出量の目標は達成できている状況にあります。

表 3-15 前計画における達成状況

		R2			R7		
		目標	実績	評価	目標	実績(R6)	評価
①	市民一人1日当たりのごみ排出量	792 g	812 g	×	779 g	741 g	○
②	市民一人1日当たりの家庭ごみ排出量 (資源除く)	490 g	547 g	×	470 g	502 g	×
③	市内の事業系ごみ排出量	3,664 t	3,450 t	○	3,570 t	3,306 t	○

2) 施策の達成状況

前計画では、「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」を基本理念とし、ごみの減量化・資源化へ向けた施策を展開するとともに、廃棄物と関連が深い食品ロスの削減に向けた施策も展開してきました。それぞれの施策の取組における達成状況を以下に示します。

進捗状況：○（実施）、△（一部実施）、×（未実施）

(1) ごみの減量化・資源化の課題

施策	進捗状況	取組内容
①家庭ごみ	○	・「北本市ごみ減量新施策の検討に係る調査」の実施（令和4年度） ・R6.9月号広報特集「ごみはまだまだ再資源化できる」の掲載 ・生ごみ処理機器購入費補助金の交付、予算の拡充。
②事業系ごみ	○	・チラシ「事業系ごみ減量のお願い」を、一般廃棄物収集運搬許可業者を通じて排出事業者へ配布（令和5年度～） ・「事業系ごみ適正排出ガイドブック」を作成（R2）、増刷（R3,R6）、事業者へ随時配布。

(2) 収集・運搬の課題

施策	進捗状況	取組内容
①適正排出の推進	○	・家庭ごみ・資源類分別マニュアル、ごみカレンダー、スマートフォン向けごみ分別アプリによる排出方法の周知（継続） ・ごみカレンダー多言語化版の再作成及び4言語追加（R7 予定）
②高齢化社会への対応	○	・高齢者等ごみ出し支援制度の実施（継続）

(3) 中間処分の課題

施策	進捗状況	取組内容
(3)中間処分の課題	○	・埼玉中部環境保全組合において、新ごみ処理施設の整備を進めている。 ・現施設の運営、民間事業者への委託を継続。

(4) 最終処分の課題

施策	進捗状況	取組内容
(4)最終処分の課題	○	・ 民間事業者への委託を継続

(5) 災害廃棄物処理の課題

施策	進捗状況	取組内容
(5)災害廃棄物処理の課題	○	・ 毎年度開催される県主催の災害廃棄物処理研修会に参加

(6) 感染症（新型コロナウイルス感染症等）流行時の廃棄物処理の課題

施策	進捗状況	取組内容
(6)感染症（新型コロナウイルス感染症等）流行時の廃棄物処理の課題	○	・ 委託業者に対し「委託業務遂行に際しての感染防止策及び事業所単位で活動不能となった場合の対応の継続について」等を送付

(7) その他の課題

施策	進捗状況	取組内容
①経費の課題	△	・ 燃料費や人件費の高騰に伴い経費は上昇傾向にあるが、常に作業の効率化、委託業務の適正化に取り組んでいる。
②在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の課題	○	・ 感染性がなく鋭利でない可燃性の在宅医療廃棄物は可燃ごみとし、感染性があるものや鋭利なものは受信する医療機関等に引き取りを依頼するよう促している。
③家庭から排出される処理困難廃棄物の課題	○	・ 処理困難物が適正に処理されるよう、主に市内の一般廃棄物処理業者に処理を依頼するよう案内している。

食品ロス削減推進計画に関する施策

施策	進捗状況	取組内容
(1)食品ロスについての理解促進	○	・小中学生向け「環境ポスター・標語コンクール」を毎年実施し、食品ロスをテーマの一つとした(H31～)。
(2)食品廃棄物(生ごみ)の削減に向けた具体的行動を支援	○	・食品関連事業者の食品廃棄物リサイクルに必要な廃掃法に基づく手続きの継続。 ・生ごみ処理機器購入費補助制度の実施、予算の拡充。
(3)未利用食品の活用法を検討	○	・フードドライブの実施
(4)国・県の調査事業への協力	○	・随時調査に協力

前計画での目標達成に向けた取組

基本方針Ⅰ 4R(ごみの減量・資源化)の推進に関する取組

施策	進捗状況	取組内容
(1)容器包装プラスチックの回収回数拡大事業	○	・毎週回収を継続
(2)生ごみ処理機購入費補助金・ダンボールコンポスト普及啓発事業	○	・生ごみ処理機器購入費補助制度の実施、予算の拡充。 ・市HPによるダンボールコンポストの周知。
(3)環境教育・広報特集記事	○	・『コロナで変わる日常。「いつもの暮らしを守る!」ごみ処理最前線』(令和4年4月号) ・『ごみはまだまだ再資源化できる』(令和6年9月号)
(4)効率的な使用済小型家電の収集	○	・公共施設における拠点回収の継続。 ・宅配便を利用した小型家電の無料回収事業の協定を継続。
(5)プラスチックごみ削減事業	○	・指定レジ袋の使用を継続。 ・小中学生向け「環境ポスター・標語コンクール」を毎年実施し、海洋プラスチック等をテーマの一つとした(～R4)

基本方針２社会情勢に対応したごみ処理サービスの推進に関する取組

施策	進捗状況	取組内容
(1)高齢者等のごみ出し支援制度	○	・継続して実施
(2)ごみカレンダー・家庭ごみ集積所看板の多言語化	○	・H30 年度に 4 か国語の翻訳・印刷を実施。 ・R7 年度中に 4 か国語を追加した 8 か国語の翻訳・データ作成を実施予定。
(3)スマートフォン向けごみ分別アプリケーションの導入	○	・「全国ごみの日ナビ」を継続して利用。(ただし、令和 7 年度末で現行サービスが終了する可能性があり、新アプリの導入について検討中。)
(4)家庭ごみ分別マニュアルの全面改訂	○	・令和 5 年度に改定を実施。
(5)北本市一般廃棄物収集運搬車搭載ドライブレコーダーの映像情報の提供	○	・協定を継続。
(6)北本市一般廃棄物（粗大ごみ）収集運搬車による犯罪抑止及び防犯・防災意識の啓発	○	・コロナ禍に外出自粛等の啓発に活用した。

基本方針３適正処理の推進に関する取組

施策	進捗状況	取組内容
(1)事業系ごみ適正排出マニュアルの導入	○	・配布の継続。 ・令和 6 年 3 月に増刷。
(2)ごみ散乱防止対策の推進 ごみ出し違反シールの導入	○	・継続して使用。

基本方針４廃棄物処理の費用負担軽減に関する取組

施策	進捗状況	取組内容
(1)ごみ処理有料化	○	・事業系ごみ、家庭系粗大ごみ等の手数料徴収の継続。

10. ごみ処理の課題

1) ごみの減量化・資源化の課題

ごみ排出量は、減少傾向にあり、県の平均と比較しても少ない水準にありますが、循環型社会の形成に向けて、継続したごみ減量化への取組が必要です。

①家庭ごみ

前計画で削減目標として設定した家庭ごみの一人1日当たりの排出量は減少傾向にあるものの、令和6年度の時点で前計画の中間目標値を達成できませんでした。

原因として、人口減少と世帯数増加が同時進行していること及び生活様式の変更（在宅勤務、食事の持ち帰り等）などが考えられます。

②事業系ごみ

事業系ごみの排出量は、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年度の時点で前計画の中間目標値を達成していますが、排出者責任の原則に則り、今後も継続して減量化に努める必要があります。

2) 収集・運搬の課題

一般家庭や事業者には、廃棄物処理法及び本市が定める分別ルールに従ってごみを排出することが求められています。本市においては家庭ごみ・資源類分別マニュアル、ごみカレンダー（日本語以外に英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・ポルトガル語・スペイン語版あり）、スマートフォン向けごみ分別アプリケーションで、排出方法や時間を周知しています。今後も、市民に分かりやすいごみ処理ルールの周知について検討する必要があります。

3) 中間処分の課題

現在、本市の可燃ごみ及び粗大ごみの中間処理を行っている埼玉中部環境センターは施設の老朽化が著しいことから、新たな施設を整備する必要があります。新たな施設を整備するまでの期間は、現在の施設において適正な処理を継続すること及び民間事業者に処理を委託する必要があります。

4) 最終処分の課題

現在、焼却残さは民間事業者に委託してセメント原料として資源化を行っており、今後も継続して行うこととします。

本市では最終処分場を有しておらず、環境保全組合の管理する最終処分場（鴻巣市内も現在は埋め立てを終了して管理のみを行っている状況です。

今後も民間事業者への委託による最終処分を安定的に継続する必要があります。

第2節 ごみ排出量の将来予測

1. 将来人口

本計画における将来人口は、「北本市人口ビジョン」における将来人口を採用します。なお、令和7年度、令和12年度、令和17年度の間は直線補完とします。

本市の将来人口は、今後ゆるやかな減少傾向を示し、計画初年度の令和7年度では65,194人で、中間目標年度の令和12年度は62,038人、最終目標年度の令和17年度では58,523人としています。

表 3-16 人口の将来予測

	基準年度 (令和6年度)	計画初年度 (令和7年度)	中間目標年度 (令和12年度)	最終目標年度 (令和17年度)	
					(R6比)
人口(人)	65,351	65,194	62,038	58,523	-10.4%

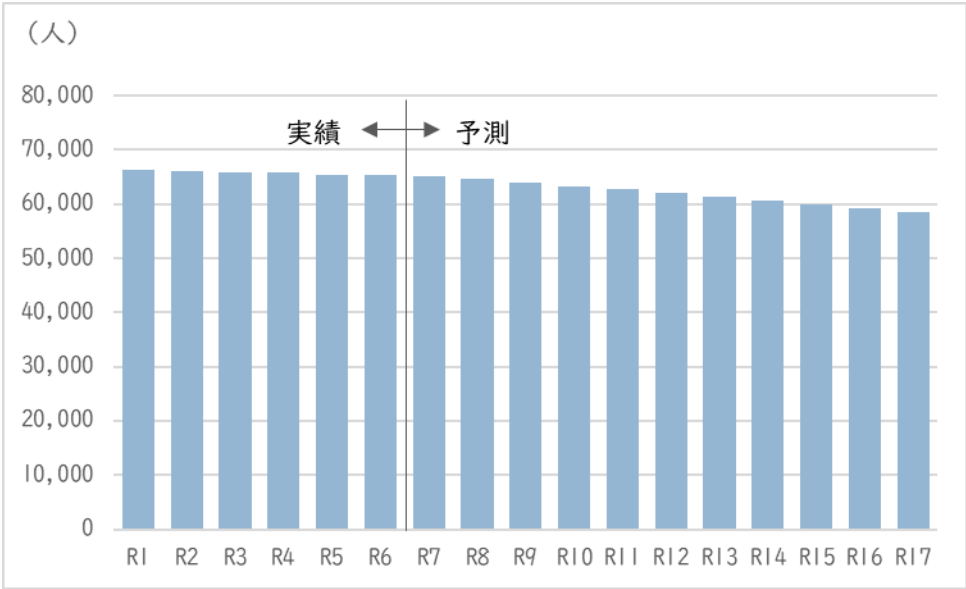


図 3-12 人口の将来予測

2. ごみ排出量の将来予測

現状のまま推移した場合のごみ排出量は、令和 6 年度の 17,684 t に対し、中間目標年度の令和 12 年度では 16,149 t、目標年度の令和 17 年度では 14,616 t と予測しました。

また、一人 1 日当たりのごみ排出量も減少傾向にあることから、現状のまま推移した場合も減少傾向で推移すると予測しました。

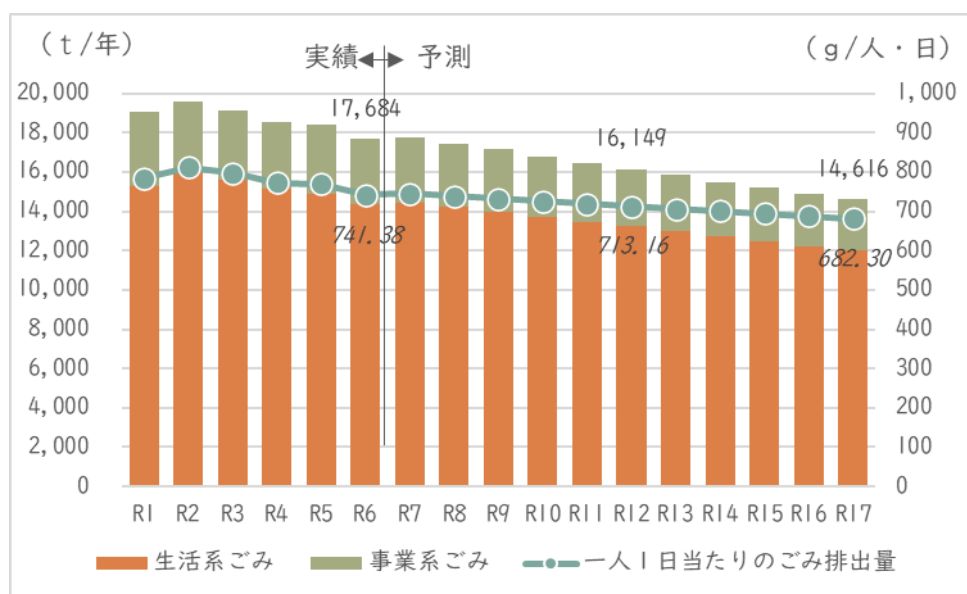


図 3-13 ごみの将来予測（現状のまま推移した場合）

第3節 ごみ処理の基本方針と目標

1. 基本理念及び基本方針

本計画では、前計画を引き継ぎ、「第三次北本市環境基本計画」の望ましい環境像を基本理念に掲げ、基本理念を実現するための4つの基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本

基本方針1 4R（ごみの減量・資源化）の推進

ごみの減量と循環型社会の実現に向けて、すぐにごみとなるものをつくらない・求めないなど、ごみになるものは断る（リフューズ）、ごみを元から減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として再利用する（リサイクル）の4Rを推進します。

基本方針2 社会情勢に対応したごみ処理サービスの推進

ごみを排出する市民、事業者の目線に立ち、今後の高齢社会や世帯数の増加など、社会情勢の変化に柔軟に対応したごみ処理サービスを構築します。

基本方針3 適正処理の推進

現在の処理体制における適正処理を継続するとともに、環境保全組合及び衛生組合と連携を図り、新たな広域処理体制を整備します。

また、市内及び近隣の民間処理業者を活用した、効率的なごみ処理の仕組みを構築します。

基本方針4 廃棄物処理の費用負担軽減

ごみの減量化・資源化施策から収集・運搬、中間処理や最終処分に係る費用負担の軽減に努め、効率的な廃棄物処理システムづくりを推進します。

2. 数值目標

次回、審議予定

第4節 目標達成に向けた取組

基本方針Ⅰ 4R（ごみの減量・資源化）の推進

1) ごみ減量化・資源化の意識醸成

本計画では、市民や事業者にわかりやすい目標値を掲げ、市ホームページなどで積極的な周知を行います。また、毎年、目標に対する減量化の進捗を「一般廃棄物処理実施計画」として公表し、市民や事業者がモニタリングできるようにします。

また、ごみに対する意識を醸成するため、本市では市民講座「ごみのゆくえ」（中学生以上対象）を、今後も継続して開講していきます。

2) 生ごみ処理機購入費補助金・ダンボールコンポスト普及啓発事業

本市では、家庭から排出される生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化・堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理機器を購入する市民に対して補助金を交付しています。生ごみ処理機購入費補助金制度を市民へ広く周知し、生ごみの減量に努めます。

また本市では、ホームページでより簡易なダンボールコンポストの紹介をすることで、市民への普及啓発に努めます。

3) 食品ロスの削減対策

本計画に内包している「食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロスの削減に努めます。

4) 「ごみになるものは断る（リフューズ）」、「ごみを元から減らす（リデュース）」の促進

レジ袋や使い捨て食器などを過剰に提供せず、不要なものはもらわないという行動を促すため、市民・事業者への情報提供や、店舗等と協力した取組を推進します。

また、河川に捨てられたレジ袋やペットボトルなどによるマイクロプラスチックの環境汚染について適切に情報提供するとともに、マイバッグやマイボトルを利用する地球環境へ配慮したライフスタイルへの転換を促します。

5) 「繰り返し使う（リユース）」、「資源として再利用する（リサイクル）」の推進

民間リユース事業者との協働を検討し、市民・事業者に対して利用を呼び掛けるとともに、リユース文化を醸成します。

本市では、リネットジャパンリサイクル株式会社と、家庭用パソコンのリサイクルに向けた連携と協力に関する協定書を締結しており、今後も民間事業者と連携したリユース活動の推進を検討します。

6) 資源物の分別徹底

資源化を推進するため、資源物の分別徹底を推進します。資源化可能な品目については資源物として排出するよう排出ルールの徹底を呼びかけます。

また、買い物のついでにいつでも排出できる店頭回収を推進するため、小売店の協力を得ながら、市からも情報提供を行い、店頭回収のPRを検討します。

基本方針2 社会情勢に対応したごみ処理サービスの推進

1) 高齢者等のごみ出し支援制度

本市では、高齢や身体障害などが理由で、家庭ごみ集積所にごみを排出することが困難な市民を対象に、原則週1回自宅からごみを回収する「高齢者等のごみ出し支援制度」を導入しており、今後も継続して実施していきます。

2) ごみカレンダー・家庭ごみ集積所看板の多言語化

本市では、日本語以外を母語とする住民への対応として、ごみカレンダー（英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・ポルトガル語・スペイン語の8か国語版）を作成しており、必要に応じて配布をします。

また、地域によっては集積所に、英語表記とした家庭ごみ集積所看板を設置し、外国人へのごみ出しルールを周知することで、ごみ集積所の適切な管理を図ります。

3) スマートフォン向けごみ分別アプリケーションの導入

本市では、平成30年10月から「全国ごみの日ナビ」を導入して、市民のごみ排出の支援を行ってきました。現行アプリは令和7年度末でサービスを終了しますが、今後は、市民のニーズや他事業者との連携も考慮し、新アプリの導入についても検討していきます。

基本方針3 適正処理の推進

1) 事業系ごみの適正排出の推進

本市では、市内事業者に向けた事業系ごみの適正排出ガイドブックを作成しており、新規事業者や行政指導時に配布することとします。また、ガイドブックに基づき、事業系ごみの適正排出を促します。

2) ごみ排出時のルール徹底

本市では、家庭ごみの収集に際してルール違反のごみに関しては収集せず残置しています。

残置の際は、ごみ袋又はごみ自体に違反シールを貼付し、違反シール内のチェック項目で違反の内容を示したごみ出し違反シールを貼付することで、排出者の責任意識向上、違反行為の見える化、後出し行為の判別等を示し、ごみ排出のルールを市民に徹底してもらうよう周知します。

また、近年ではさらに、リチウムイオン電池のもやせないごみ等への混入は、近年、重大な事故や災害を招いており、徹底した分別が求められています。

市は広報等を通じて市民に対し、リチウムイオン電池（モバイルバッテリー等）の適正な排出方法を周知します。

3) 災害廃棄物への対策

大規模な地震や水害などの緊急の事態に備えて、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施するため平成 31 年 3 月に「北本市災害廃棄物処理計画」を作成しました。必要に応じて見直すとともに、平時から「北本市災害廃棄物処理計画」に基づいた災害時の体制を構築します。また、発災時は被害状況に応じてより具体的な「北本市災害廃棄物処理実行計画」を作成します。

【通常時の取組】

- 災害廃棄物処理図上演習などの職員研修を実施する。
- 必要に応じて災害廃棄物処理計画を改定する。
- 災害廃棄物仮置場の運営に必要な、防護服、防塵マスク、ヘルメット、安全靴等の資材の確保を行う。
- 業務の優先順位を考慮した上で、人員や物資が不足した場合でも通常の廃棄物処理が継続できるよう計画する
- 緊急時は災害廃棄物の処理を産業廃棄物処理事業者に委託することができるため、産業廃棄物処理施設の情報収集も行う。
- 発災時の仮置場におけるルールや災害廃棄物の排出方法について、チラシ等を作成し、市民への周知に努める。
- 災害時には家庭に退蔵している処理困難物などがまとめて排出され、円滑な処理の妨げとなる恐れがあることから、平時から退蔵ごみの適正排出を促す。

【発災時の取組】

- 災害の種類や市内の被害情報を収集し、国、県、自衛隊、警察、消防と連携し災害廃棄物処理を行う。
- 通常の廃棄物処理業務も継続する（平時は土木建設業を行う会社などに廃棄物収集運搬業務を委託する、資源回収を中断し廃棄物処理を優先させる等を検討する）
- 災害廃棄物仮置場を設置、運営管理、環境モニタリングを行う。
- 避難所や下水道使用不能地域が生じた場合、仮設トイレの設置及びその維持管理を行う。

4) 感染症流行時の廃棄物処理対策

廃棄物処理は国民生活を維持し、経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、安定的に業務を継続することが求められます。通常時から感染症対策の準備をし、緊急時にはごみの収集運搬に従事する事業者に対して十分な感染症対策を講じ、また感染症に係る家庭からのごみは迅速かつ適正に処理することが必要です。

【通常時の取組】

- 委託業者、許可業者及び一部事務組合において感染症が発生し、事業者や事業所単位で活動不能となった場合の対応策を講じる。
- 防護服、防塵マスク、消毒液など廃棄物処理の継続のために必要不可欠な資材の確保を行う。
- 業務の優先順位を考慮した上で、人員や物資が不足した場合の廃棄物処理について計画する。

【緊急時の取組】

- 流行した感染症の情報を収集し、国及び県からの通知を踏まえて、廃棄物処理業務を継続する。
- 職員及び委託業者並びに許可業者等の従業員間で接触者を減らす取組を行う（車両運転手と助手からなるバディの固定化、在宅勤務の推奨、提出書類の郵送推進、従業員を一堂に会した朝礼・会議の省略）。
- 市民に対してはごみを排出する際に「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかり縛って封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」「カラス等が好む生ごみと感染性のある他のごみは袋を分ける」などの周知を行う。
- 公衆衛生を優先し、通常時は資源化しているごみ（布類、紙パック等）を焼却することを検討する。

5) 処理困難物への対策

本市では、市では処理できないごみ（処理困難物）の処理方法をホームページで紹介しています。今後も適正な処理を促すため、必要に応じて広報に掲載するなど、市民へわかりやすい情報提供に努めます。

特に、生活スタイルの変化や新たな製品の普及により、今までのごみ処理体制では対応できないごみが生じる可能性があります。こうしたごみの中には適正処理されないことで生活環境の保全上問題になることや、中間処理施設に深刻な影響を与えるものがあると考えられます。そのため、処理困難廃棄物の情報を収集し、必要な適正処理体制を構築する必要があります。また、県、県内市町村及び埼玉県清掃行政研究協議会と連携及び情報交換します。

基本方針4 廃棄物処理の費用負担軽減

1) ごみ処理有料化

本市の事業所から排出され、埼玉中部環境センターに搬入されるごみに関して、一般廃棄物は、10kg 当たり 180 円、産業廃棄物は、10kg 当たり 20 円の手数料を排出者から徴収しています。

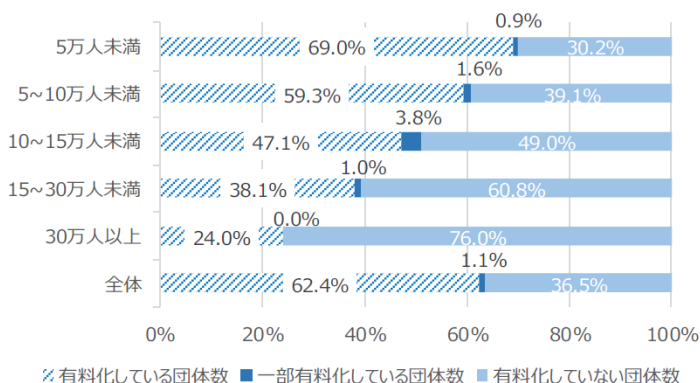
また、家庭ごみは主に粗大ごみから 1 点最大 1,500 円の手数料を徴収しています。

ごみ処理有料化の主な目的は、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機づけ）が排出抑制につながることで、排出量に応じた負担の公平化及び意識改革が見込まれるためです。今後も取組を継続しつつ、新たな有料化の導入又は手数料の見直しを必要に応じて実施します。

●全国（埼玉県）のごみ有料化状況

環境省の調査では、平成 30 年度における全国の有料化実施状況について、家庭系可燃ごみの有料化を導入している市町村は、全体で 63.5%であり、人口規模が小さいほど有料化が進んでいます。

家庭系可燃ごみの有料化状況（平成 30 年度）



[出典] 令和 2 年度一般廃棄物会計基準改訂等業務報告書（令和 3 年 3 月）

埼玉県の令和 5 年度における有料化実施状況（一般廃棄物処理実態調査より）について、家庭系可燃ごみの有料化を導入している市町村が 10 件、導入していない（無料）市町村が 53 件となっており、導入率は約 15.9%となっています。（県内の導入自治体：秩父市、加須市、蓮田市、幸手市、白岡市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、杉戸町）

●ごみ有料化のための課題

ごみ有料化による減量効果は高く、減量化により焼却処理量も大きく減るため温室効果ガス削減効果にも大きく寄与します。ただし、有料化を進めるにあたり、市民への説明と理解が必要となり、市民・事業者が費用を負担する必要があります。

実施した場合、一定の減量化効果が見込まれますが、主に市民からの理解を得ることが課題として大きく、すぐに実施することは難しい施策になります。

一方で、有料化の検討は交付金の要件となっていることもあり、周辺自治体の動向も踏まえた継続的な検討が必要となります。

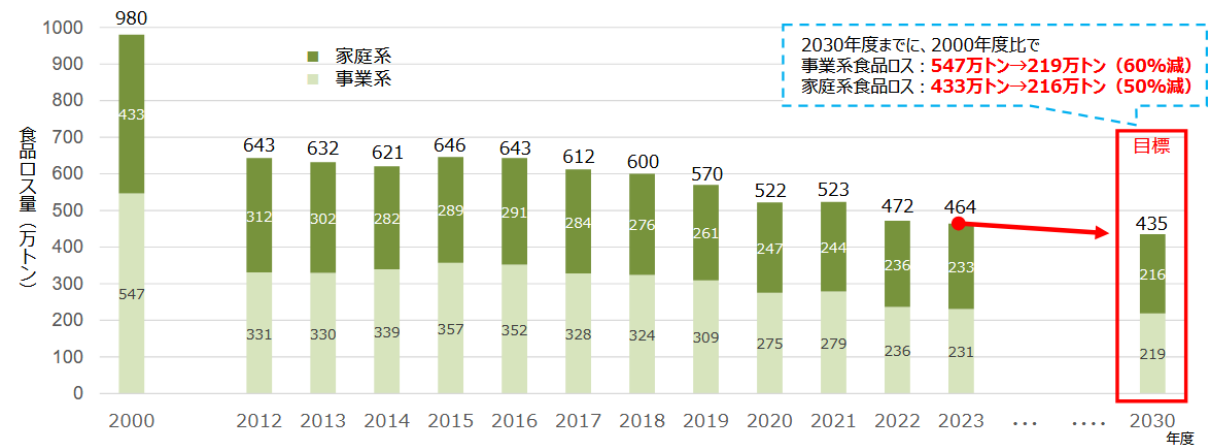
第4章 食品ロス削減推進計画

第1節 食品ロス削減推進法の概要

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。同法では、令和12(2030)年度において、平成12年度と比べ、家庭系食品ロス量、事業系食品ロス量いずれも半減できるよう取組を推進することを目標と定めています。食品ロス削減推進法の概要及び食品ロス削減目標を、以下に示します。

表 4-1 食品ロス削減推進法の概要

国の責務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策を策定・実施する
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消費者の責務	食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む
食品ロス削減推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける



[出典] 「食品ロス削減関係参考資料（令和7年6月27日版）」消費者庁消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

図 4-1 食品ロス削減目標

第2節 食品ロスの現状

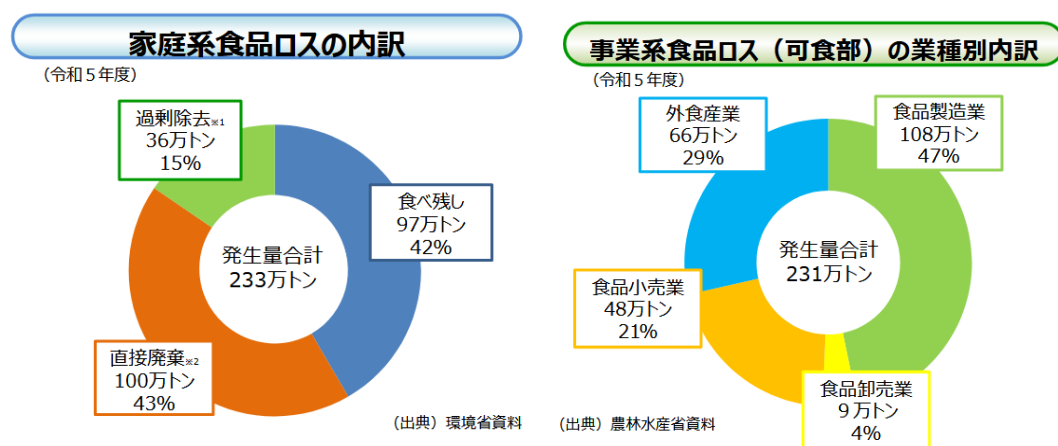
1. 食品ロスを取り巻く情勢及び課題

1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスと、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスに分類されます。

2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量を以下に示します。日本における食品ロス量は、年間約 464 万 t（農林水産省及び環境省における令和 5 年度推計）であり、国民一人当たりで換算すると 37kg になると言われています。このうち、家庭系食品ロス量は 233 万 t、事業系食品ロス量は 231 万 t であり、食品ロス削減には事業者、家庭双方の取組が必要であることがわかります。



[出典] 「食品ロス削減関係参考資料 (令和 7 年 6 月 27 日版)」消費者庁消費者教育推進課
食品ロス削減推進室

図 4-2 日本における食品ロス発生量

3) 本市における食品ロスの推計

県では、令和元年11月に県内自治体と連携して「家庭の食品ロス排出実態調査」を実施し、家庭などから排出される可燃ごみに占める食品ロスの割合を調査しました。これまでに調査を行った県内自治体の可燃ごみに占める食品ロスの割合は、さいたま市が3.7%、加須市が4.8%、草加市が7.3%、川越市が8.3%、越谷市が8.5%、熊谷市が6.3%、飯能市では4.4%がそれぞれ食品ロスとなっていることがわかり、平均では6.18%となっています。

環境保全組合では、毎年可燃ごみの組成調査を実施しています。本市を含めた2市1町の令和2年から令和6年度までの可燃ごみの組成平均は、「紙・布類」が最も多く53.7%、次いで「厨芥類」が多く16.1%、「合成樹脂類」が13.3%、「木・竹類」が12.5%、「その他」が3.0%、「不燃物」が1.3%となります。

県平均数値から、令和6年度における本市の可燃ごみ中の約828tが「まだ食べられるのに捨てられてしまう食品」つまり「食品ロス」と推計されます。この数字は可燃ごみ全体の約6%にあたり、可燃ごみ中の「食品廃棄物」の38.3%にあたる数値です。

表 4-2 環境保全組合の可燃ごみ組成調査結果

	単位	R2	R3	R4	R5	R6	平均値
紙・布類	%	50.96	47.72	52.71	56.92	60.05	53.67
合成樹脂類	%	11.22	16.16	10.23	16.95	12.12	13.34
木・竹類	%	17.5	9.46	16.23	6.09	13.43	12.54
厨芥類	%	14.27	21.48	15.69	18.16	11.07	16.13
不燃物	%	1.13	1.2	1.97	0.76	1.37	1.29
その他	%	4.92	3.98	3.17	1.12	1.96	3.03
合計	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	-

表 4-3 食品ロスの推計重量

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
もやせるごみ	t/年	14,205	14,173	13,884	13,987	13,399
食品廃棄物	t/年	2,291	2,286	2,239	2,256	2,161
うち食品ロスの推計重量	t/年	878	876	858	864	828

注) 1. 出典：食品廃棄物の重量は「埼玉中部環境センターの概要（令和2年度～令和6年度）」の組成調査結果（「厨芥類」表記の割合）から導いた。湿ベースでの数字となる。

注) 2. 食品ロスの推計重量は「埼玉県食品ロス削減推進計画（令和2年度）」調査による県平均数値6.18%をもやせるごみの数量に乗じた。湿ベースでの数字となる。

4) 数値目標の達成状況

前計画で設定された、食品ロスに係る目標を以下に示します。

表 4-4 前計画における数値目標

	基準数値 (平成 30 年度)	目標数値 (令和 7 年度)
食品廃棄物	2,344 t	1,875 t (H30 比 20%減)
食品ロス	798 t	720 t (H30 比 9.8%減)

前計画における目標達成状況について、食品廃棄物の目標が 1,875 t であるのに対し令和 6 年度では 2,161 t と推定され、目標を達成できないことが見込まれます。

また、食品ロスの目標が 720 t に対し、令和 6 年度では 828 t と推定され、目標を達成できないことが見込まれます。

表 4-5 前計画における達成状況

		R7		
		目標	実績(R6)	評価
①	食品廃棄物	1,875 t	2,161 t	×
②	食品ロス	720 t	828 t	×

第3節 食品ロス削減推進計画の基本方針と目標

1. 基本理念及び基本方針

本計画では「第2次北本市環境基本計画」の望ましい環境像を基本理念に掲げ、基本理念を実現するための合言葉と3つの基本方針を次のように定めます。

【基本理念】

緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本

【基本理念】

「もったいない！」が地球をすくう！

基本方針1 国民運動としての食品ロス削減への理解促進

食品ロスを含めた食品廃棄物は、子どもから大人まですべての人が日常生活において継続的に発生させています。そのため、子どもを含めた広く市民に食品ロスとその削減効果を啓発することで、国民運動としての食品ロス削減を後押しします。

基本方針2 食品廃棄物削減に向けた具体的行動を支援

食品ロスを含めた食品廃棄物削減を推進する団体、消費者、事業者等の具体的行動を支援します。そのため、市民に生ごみ処理機購入費補助金により食品廃棄物のたい肥化を推進するほか、飲食の際の「食べきり」を推奨します。事業者の食品廃棄物リサイクルの試みを促します。

基本方針3 未利用食品の活用法を検討

食品廃棄物のリサイクルとしては飼料化、肥料化等が可能ですが、食品ロスは未利用食品であり、その性状、種類によってはフードバンク・フードドライブ等での活用が可能です。そのため、市民がより気軽に未利用食品を提供できるよう市は情報発信します。

2. 数値目標

次回、審議予定

第4節 食品ロス削減推進計画の施策

1. 食品ロス削減推進計画に関する施策

1) 食品ロスについての理解促進

「食品ロス」を含めた食品廃棄物は、子どもから大人まですべての人が日常生活において継続的に発生させています。「食品ロス」の削減は、廃棄物処理量・最終処分量の減量のみならず、温室効果ガス・水資源の使用量削減効果等の環境負荷低減効果も見込まれます。さらに、厨芥類は80%程度の水分を含んでいるといわれており、食品ロスを削減することで水分を減らせるため、ごみ焼却施設への負担を減らすことが可能です。

そのため、出前講座等を活用して子どもを含めた広く市民に食品ロスとその削減効果を訴えることで、国民運動としての食品ロス削減運動を後押しします。

具体的には、市のホームページや広報を活用した食品ロス削減の周知・啓発、市内小・中学校の児童生徒に対する「食品ロス」を題材としたポスター・標語の作成等を通じた環境学習機会の提供を行います。

2) 食品廃棄物（生ごみ）の削減に向けた具体的行動を支援

消費者、事業者等の食品廃棄物（生ごみ）削減に向けた具体的行動を支援することで「食品廃棄物（生ごみ）」中の「食品ロス」を削減します。

市は、食品リサイクル法に基づき、環境保全組合以外の民間施設に食品廃棄物のリサイクル（飼料・肥料等）しようとする食品関連事業者（食品製造業、食品小売業、外食産業に対して、廃掃法に基づく必要な手続きを行います。

市民に対しては、生ごみ処理機購入費補助金やダンボールコンポストの普及啓発により食品廃棄物の堆肥化を推進します。また、飲食の際の「食べきり」を推奨します。

また、消費期限・賞味期限の正しい意味を理解することも食品ロスの削減に付与すると考えられることから、ポスターや広報で市民に周知します。

3) 未利用食品の活用法を検討

食品廃棄物は飼料・肥料としてのリサイクルが可能ですが、食品ロスはその性状、種類によってはフードバンク・フードドライブ等での利活用も可能です。市はこれら未利用食品の利活用法の検討及び情報発信をします。

また、事業者と連携し、「てまえどり」や「3010 運動」を推進し、食品ロス削減を推進します。

4) 国・県の調査事業への協力

環境省及び県では、食品ロスの実態把握及び効果的な施策を検討するにあたり、各自治体で可燃ごみの組成調査などの調査を行っています。

本市においても、「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」（令和 6 年 10 月）に基づき、家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロス調査の実施を検討します。

第5章 生活排水処理基本計画

第1節 基本事項

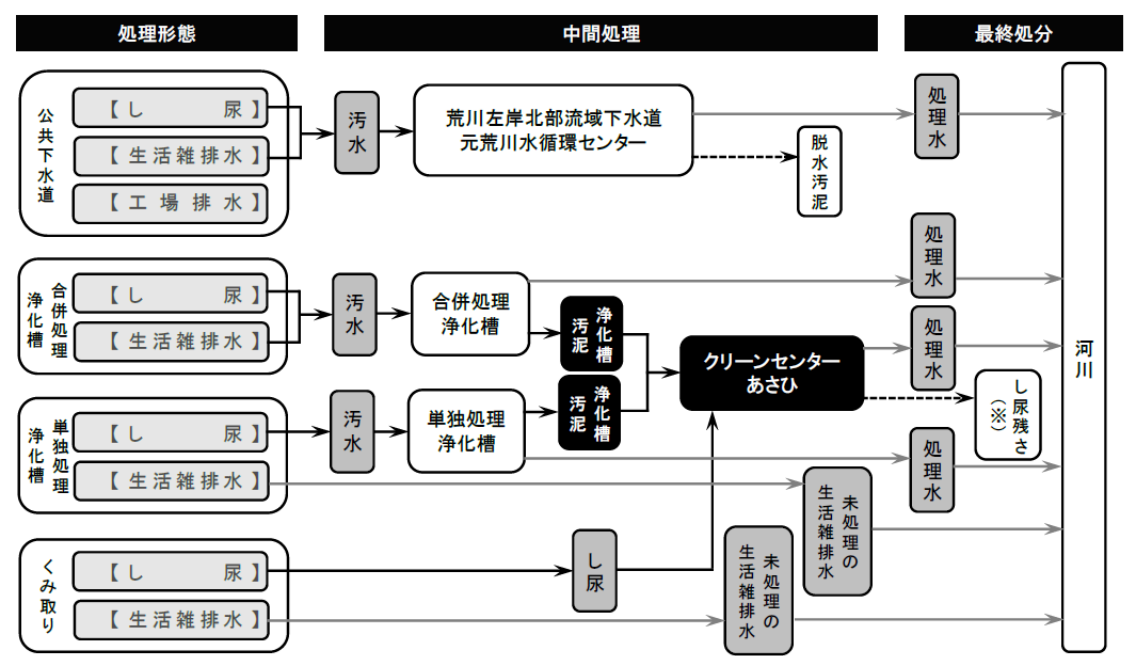
1. 生活排水処理の現状

1) 生活排水処理フロー

生活排水とは、台所や風呂などから出される生活雑排水と、便所のし尿のことを指し、一般廃棄物として扱われます。公衆衛生の維持と公共用水域の水質汚濁防止のため、これら生活排水を適正に処理することが必要です。

水質汚濁の発生源には、工場、農地、養魚場、畜産場といった事業場と、生活雑排水を出す住宅やオフィスなどのほか、自然界の現象もあります。その中でも未処理で放流される生活雑排水は、汚濁要因の大きな割合を占めることから、全国で処理施設の整備が続けられています。

本市の生活排水処理の流れは以下に示すとおりです。また、生活排水処理の主体は表 5-1 に示すとおりであり、公共下水道は埼玉県荒川左岸北部流域下水道の元荒川水循環センターで処理し、し尿及び浄化槽汚泥は北本地区衛生組合のクリーンセンターあさひで処理しています。



※し尿残さ（し尿夾雑物及び脱水汚泥）

図 5-1 生活排水処理の流れ

表 5-1 生活排水処理の主体

施設	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道 (荒川左岸北部流域下水道、元荒川水循環センター：終末処理)	し尿、生活排水雑排水、工場排水	埼玉県
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設 (クリーンセンターあさひ)	し尿・浄化槽汚泥	北本地区衛生組合 (北本市、鴻巣市、久喜市、吉見町)

なお、生活排水処理施設の種類には、一般に以下に示すものがあります。

本市では、流域下水道と浄化槽設置整備事業により生活排水処理施設の整備を進めています。

表 5-2 生活排水処理施設の概要

施設			内容	所管
集合処理	流域下水道		2つ以上の市町村にまたがる下水道の根幹的施設（処理場、幹線管渠等）を都道府県が建設管理するもの	国土交通省
	公共下水道	公共下水道 (単独及び流域関連)	主に住宅密集地に整備するもの、計画人口に制限はない	
		特定環境保全 公共下水道	農山漁村や自然保護地域に整備するもの、計画人口は1,000～10,000人程度、但し、1,000人未満には簡易なものを整備できる	
	農業集落排水施設		農業振興地域内に整備するもの、概ね20戸以上かつ1,000人程度の集落が対象となる	農林水産省
	漁業集落排水施設		漁港の背後集落に整備するもの	
	林業集落排水施設		中山間要綱に規定する特定市町村等が区域内に整備するもの	
	簡易排水施設		山村振興地域等に整備するもの、計画規模は3～20戸	
	小規模集合排水処理施設		市町村が整備する集合処理施設、計画規模は10～20戸	農林水産省・総務省・環境省
	コミュニティ・プラント (地域し尿処理施設)		市町村が整備する集合処理施設、計画規模は101人～30,000人	環境省
個別処理	合併処理 浄化槽	浄化槽設置 整備事業	下水道事業計画区域の外において個人が設置する	環境省
		浄化槽市町村 整備推進事業	市町村が設置整備する	
		個別排水処理施設 整備事業	集合処理区域の周辺区域や浄化槽市町村整備推進事業対象地域等に整備する	総務省

2) 生活排水処理形態別人口の推移

本市の生活排水処理形態別人口は、以下のとおりです。

水洗化・生活雑排水処理人口は、令和2年度から令和6年度までの5年間で増加していますが、生活排水処理率は微増傾向で推移しています。令和6年度で80.9%となっており、生活排水の衛生的な処理が推進されています。

(※人口は各年度末時点のもの)

表 5-3 生活排水処理形態別人口の推移

区分	単位	実績				
		R2	R3	R4	R5	R6
人口	人	65,920	65,798	65,613	65,408	65,109
(水洗化・生活雑排水処理人口)	人	52,577	52,593	52,669	52,684	52,664
合併処理浄化槽人口	人	3,703	3,703	3,769	3,901	3,979
公共下水道人口	人	48,874	48,890	48,900	48,783	48,685
(水洗化・生活雑排水未処理人口)	人	10,607	10,511	10,295	10,087	9,859
単独処理浄化槽人口	人					
(非水洗化・生活雑排水未処理人口)	人	144	144	144	144	144
し尿収集人口	人					
不明	人	2,592	2,550	2,505	2,493	2,442
生活排水処理率	%	79.8	79.9	80.3	80.5	80.9

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

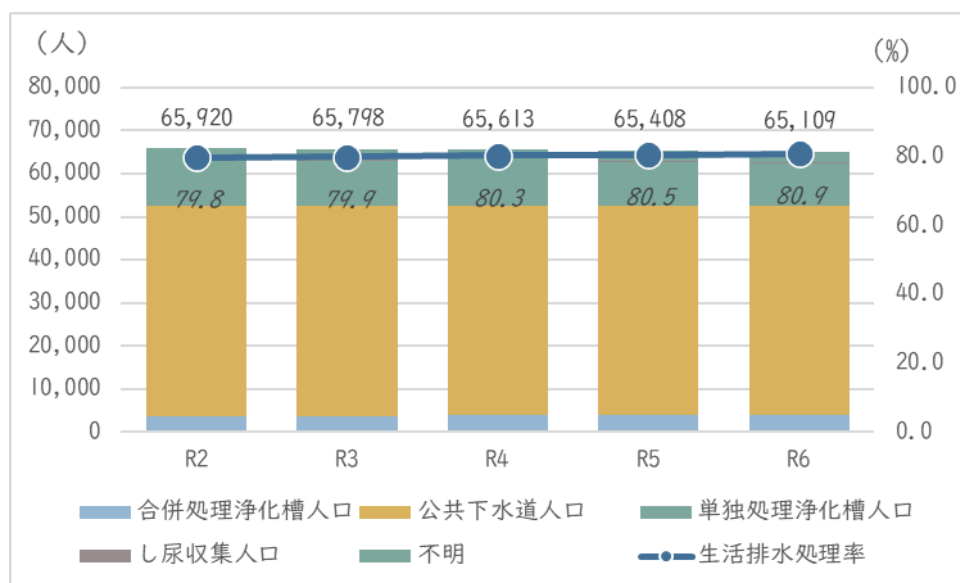


図 5-2 生活排水処理形態別人口の推移

3) し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量は、以下のとおりです。

令和 3 年度には減少しましたが、令和 4 年度からは再び増加し、令和 6 年度ではし尿量が 259kL、浄化槽汚泥量が 5,155kL となりました。

表 5-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量

区分	単位	実績				
		R2	R3	R4	R5	R6
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kL/年	5,351	5,165	5,422	5,342	5,414
し尿量	kL/年	322	288	323	282	259
浄化槽汚泥量	kL/年	5,029	4,877	5,099	5,060	5,155
1日当たりのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kL/日	14.7	14.2	14.9	14.6	14.8
し尿量	kL/日	0.9	0.8	0.9	0.8	0.7
浄化槽汚泥量	kL/日	13.8	13.4	14.0	13.8	14.1
一人1日当たりのし尿量	L/人・日	6.13	5.48	6.15	5.35	4.93
一人1日当たりの浄化槽汚泥量	L/人・日	0.96	0.94	0.99	0.99	1.02

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

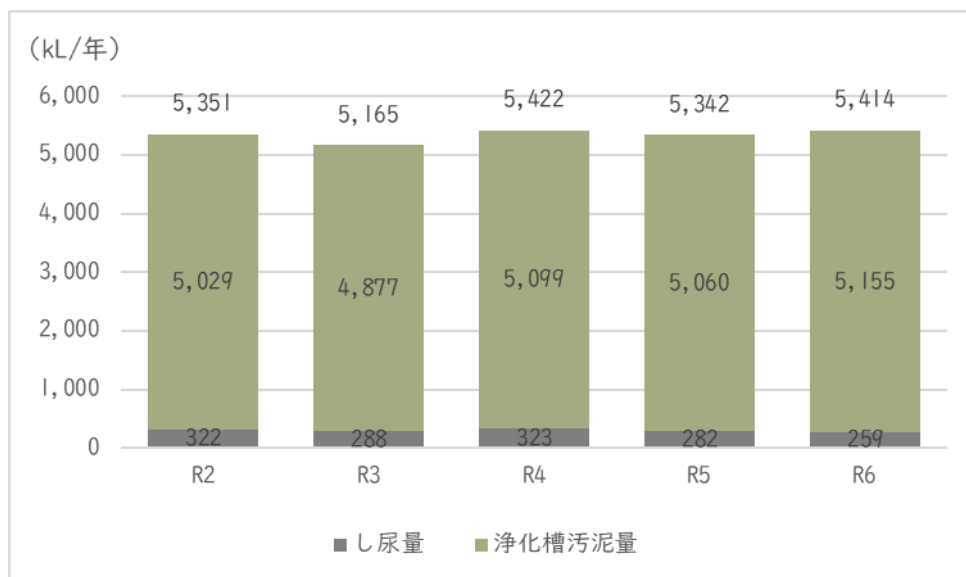


図 5-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量

2. 各種生活排水処理施設の関連計画の把握

荒川左岸北部流域下水道事業の概要を以下に示します。熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市、北本市の5市を対象とし、全体計画区域は15,768ha、全体計画処理人口は434,300人、全体計画汚水量は233,100m³/日(日最大)です。

令和5年度末現在における整備済み面積は約5,638ha、処理人口普及率は約78%となっています。終末処理施設である元荒川水循環センターは桶川市に位置し、標準活性汚泥法及び凝集剤添加嫌気無酸素好気法によって処理しています。今後、流域関連市の整備拡大及び流入水量の増加状況を考慮しながら施設を増設していくとともに、閉鎖性水域である東京湾への窒素・リンの流出量低減を主目的とした既存施設の高度処理化(全体計画では嫌気無酸素好気法)を進めていく予定です。

表 5-5 荒川左岸北部流域下水道事業の概要

対象市	熊谷市、行田市、鴻巣市、 桶川市、北本市
排除方式	分流式
事業着手年度	昭和46年度
供用開始年度	昭和56年度
全体計画目標年度	令和6年度
全体計画面積	15,768ha
全体計画処理人口	434,300人
全体計画汚水量	233,100m ³ /日(日最大)

注)事業着手年度は、流域下水道としては昭和46年度だが、北本市は昭和49年度。

出典：埼玉の下水道 2024

荒川左岸北部流域関連北本公共下水道(以下「流域関連公共下水道」という。)の概要は表 5-6 に示すとおりであり、全体計画の計画区域は943ha、計画処理人口は38,100人、計画汚水量は25,460m³/日(日最大)です。事業計画区域を図 5-4 に示します。

今後、整備区域内の未接続世帯等に対し、公共下水道への接続を求め、完全水洗化を進めていくこととしています。

表 5-6 流域関連公共下水道事業の概要

項目		全体計画	事業計画認可
計画目標年次又は事業計画期間		令和 31 年度	令和 12 年度
計画区域 (ha)		943.0	723.9
計画人口 (人)		38,100	45,570
計画汚水量 (m ³ /日)	生活排水	12,770 (日平均) 16,010 (日最大) 23,060 (時間最大)	15,260 (日平均) 19,150 (日最大) 27,570 (時間最大)
	工場排水	1,200 (日平均) 1,200 (日最大) 2,400 (時間最大)	770 (日平均) 770 (日最大) 1,540 (時間最大)
	地下水	55	55
	計	13,970 (日平均) 17,210 (日最大) 25,460 (時間最大)	16,030 (日平均) 19,920 (日最大) 29,110 (時間最大)

出典：荒川左岸北部流域関連北本公共下水道事業変更協議申出書（令和 6 年度）

なお、市街化調整区域の下水道接続が困難な地域における単独処理浄化槽の世帯及びくみ取り世帯に対しては、合併処理浄化槽の設置補助を行い、完全水洗化を目指します。

2. 水環境の現状

生活排水が影響して河川水質の汚濁が進行している場合には、生活排水処理施設の整備が急がれます。そこで、水質保全の面から生活排水処理の整備手法を検討するため、水環境の現状として公共用水域の水質について整理を行います。

1) 市内用水路等の水質調査結果

本市では、図 5-5 に示す 8 地点で毎年水質調査を行っています。各年の調査時期は、令和 2・4 年度は夏季に実施、令和元・3 年度は冬季に実施しました。これらの水質調査結果より、BOD※¹の経年変化を表 5-7 及び図 5-6 に示します。

なお、各地点は環境基準類型の指定がされていないため、水質の評価は近傍河川の類型に該当する環境基準値により行いました。



出典：令和 4 年度版環境の現状と推移（北本市ホームページ）

図 5-5 市内用水路等の水質調査結果

※ 1：BODとは水の汚れ度合いを表す指標の一つで、微生物が水中の有機物を分解するために必要とする酸素の量を示しており、数値が大きいほど水が汚れていることを示している。

BODの過去5年間の状況を見ると、荒川の高尾橋地点（A類型：基準値 2.0mg/L）では最大でも 1.7mg/L であり、基準を超過していません。一方で市内の用水路では、谷田用水路の宮内1地点（①）では最大が 8.4mg/L、朝日1地点（②）では最大が 7.3mg/L であり、C類型の基準値 5mg/L を超過しています。

また、江川（勝林水路）の本町4地点（⑤）、下石戸上地点（⑥）、城ヶ谷堤下水路の桜堤地点（⑦）でも最大 10.0mg/L で超過するなど、年度によっては高い値となっています。その他の地点では、多少ばらつきはあるものの概ね横ばいで推移しており、C類型の基準値を超過していません。

表 5-7 河川・水路におけるBODの推移

（単位：mg/L）

	利根川水系			荒川水系				
	谷田川用水路		梅沢水路	江川（勝林水路）			城ヶ谷堤下水路	荒川
	宮内4	朝日1	中丸8	本町8	本町4	下石戸上	桜堤	高尾橋
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
比較する類型	C	C	C	C	C	C	C	A
基準値	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	2.0
R2	0.5	0.8	1.6	0.5	1.8	1.2	1.3	1.4
R3	2.5	3.7	3.5	3.0	0.9	10.0	5.6	1.2
R4	1.3	1.7	1.7	1.3	0.5	1.6	1.9	1.6
R5	8.4	7.3	3.0	5.4	1.8	3.3	1.7	1.7
R6	1.3	1.0	1.5	1.0	0.8	1.1	1.2	1.2

注) 荒川の高尾橋は環境基準点ではないが、荒川はA類型に指定されていることから、これを比較する類型とした。BODの基準値は 2.0mg/L。

注) 市内の用水路は類型指定されていないが、元荒川や綾瀬川がC類型（基準値 5.0mg/L）であることから、これを比較する類型とした。

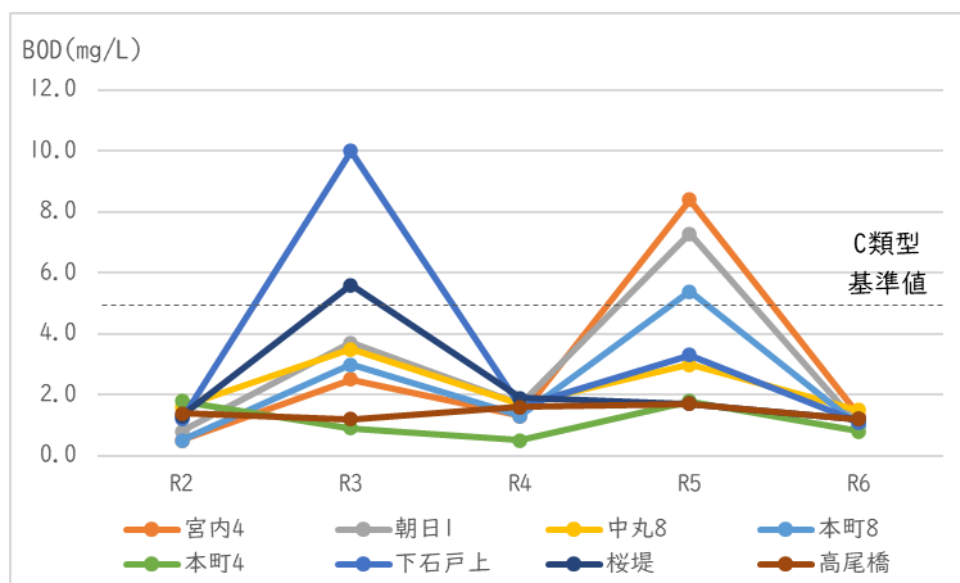


図 5-6 河川・水路におけるBODの推移

2) 近傍河川の水質調査結果

埼玉県内の河川における生活環境の保全に関する環境基準は、図 5-7 に示すように類型別に設定されており、各地点でBOD等の水質環境基準値が設定されています。

本市の行政区域内には環境基準点が設定されていないため、近傍の河川における水質基準達成状況を整理し表 5-8 に示します。各地点について過去 5 年間のBODをみると、荒川中流の開平橋、元荒川の八幡橋は、ともに良好な水質で安定しています。

表 5-8 近傍河川の環境基準点における水質状況

(単位：BODmg/L (日間平均の 75%値))

河川		荒川		元荒川	
環境基準点		開平橋		八幡橋※ ¹	
環境基準類型		A		C	
達成期間		イ		ハ	
環境基準		2.0mg/L		5.0mg/L	
BOD 75%値実績	令和2年度	1.1	○	3.7	○
	令和3年度	1.1	○	3.7	○
	令和4年度	1.2	○	2.1	○
	令和5年度	1.2	○	2.6	○
	令和6年度	1.3	○	3.0	○

※¹：元荒川八幡橋は、水域の評価を行う環境基準点には設定されていない補助地点であるが、近傍での調査結果として記載した。

類型	BOD濃度基準
A A	1mg/L 以下
A	2mg/L 以下
B	3mg/L 以下
C	5mg/L 以下
D	8mg/L 以下
E	10mg/L 以下

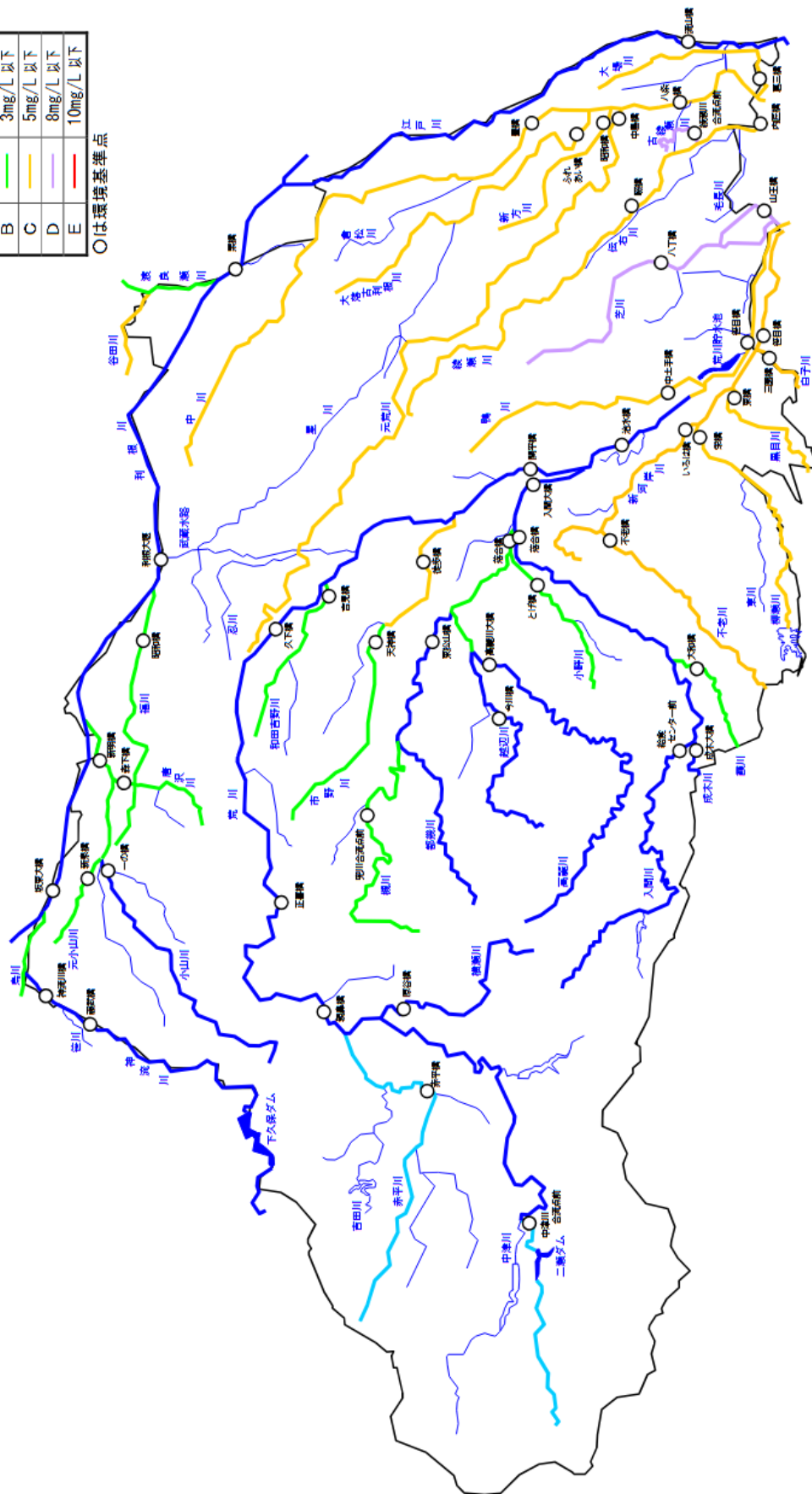


図5-7 埼玉県内の類型指定状況（河川・一般項目）

出典：埼玉県ホームページ「環境基準（水質）と環境基準」

第2節 生活排水処理基本計画

1. 基本理念及び基本方針

本計画では、「第三次北本市環境基本計画」の望ましい環境像を基本理念に掲げ、基本理念を実現するための2つの基本方針を次のように定めることとします。

【基本理念】

緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本

基本方針1 下水道への接続を推進及び合併処理浄化槽設置の推進

下水道整備区域の世帯に対し、下水道施設への完全接続を目指します。また、下水道整備区域外において、くみ取り又は単独処理浄化槽を設置している世帯に対し、合併処理浄化槽の設置を推進します。

基本方針2 し尿及び浄化槽汚泥における適正処理の推進

浄化槽の設置世帯に対し、法令に基づいた浄化槽の適正管理を徹底することを指導し、適正処理を推進します。また、し尿及び浄化槽汚泥は、今後も引き続き、衛生組合において適正な共同処理を推進します。

2. 生活排水処理の目標

1) 生活排水処理率の数値目標

本計画では、引き続き、生活排水処理率を100%とすることを目指すこととします。

表5-9 生活排水処理率の目標

	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
生活排水処理率	%	80.9	91.3	100.0

表5-10 生活排水処理形態別人口の内訳

区分	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
人口	人	65,109	62,038	58,523
(水洗化・生活雑排水処理人口)	人	52,664	56,641	58,523
合併処理浄化槽人口	人	3,979	4,305	4,448
公共下水道人口	人	48,685	52,336	54,075
(水洗化・生活雑排水未処理人口)	人	9,859	4,274	0
単独処理浄化槽人口	人			
(非水洗化・生活雑排水未処理人口)	人	144	65	0
し尿収集人口	人			
不明	人	2,442	1,058	0

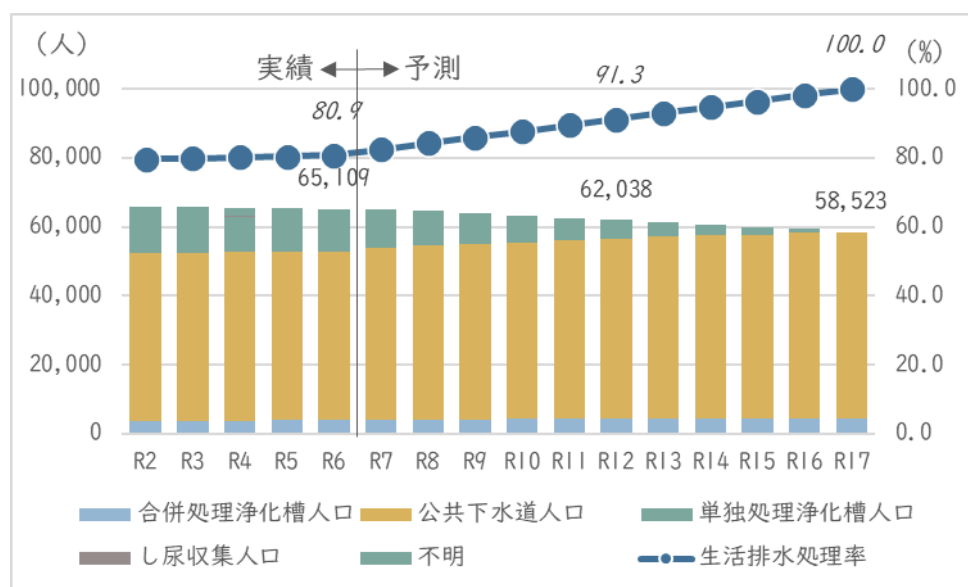


図5-8 生活排水処理形態別人口の内訳

2) し尿・浄化槽汚泥収集量見込み

し尿及び浄化槽汚泥を推計した結果を以下に示します。し尿及び浄化槽汚泥収集量の合計は、中間目標年度である令和12年度には3,311kL/日、計画目標年度である令和17年度には1,661kL/日となると見込まれます。

表5-11 し尿・浄化槽汚泥収集量見込み

区分	単位	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標)	令和17年度 (計画目標)
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kL/年	5,414	3,311	1,661
し尿量	kL/年	259	117	0
浄化槽汚泥量	kL/年	5,155	3,194	1,661
1日当たりのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kL/日	15	9.1	4.5
し尿量	kL/日	0.7	0.3	0.0
浄化槽汚泥量	kL/日	14.1	8.8	4.5
一人1日当たりのし尿量	L/人・日	4.93	4.93	4.93
一人1日当たりの浄化槽汚泥量	L/人・日	1.02	1.02	1.02

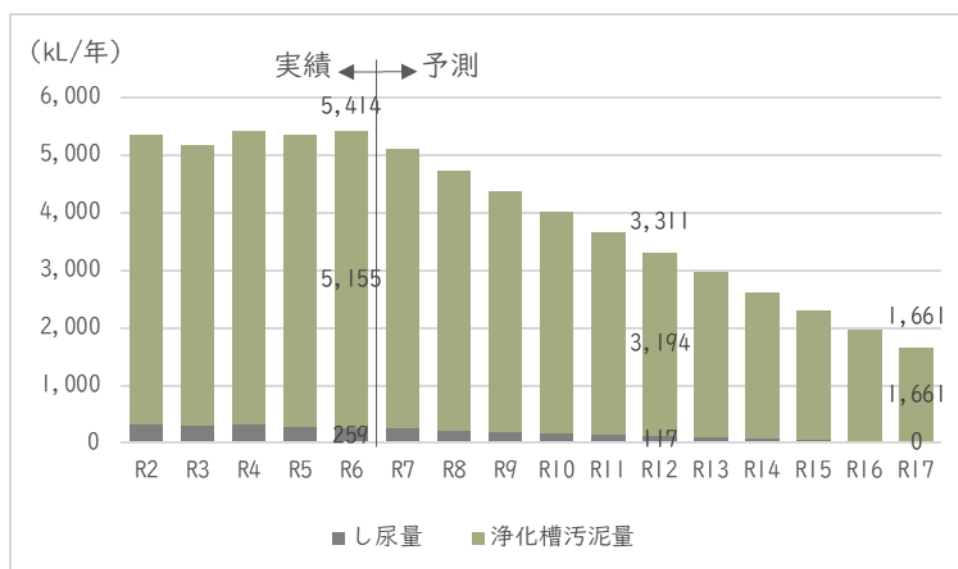


図5-9 し尿・浄化槽汚泥収集量見込み

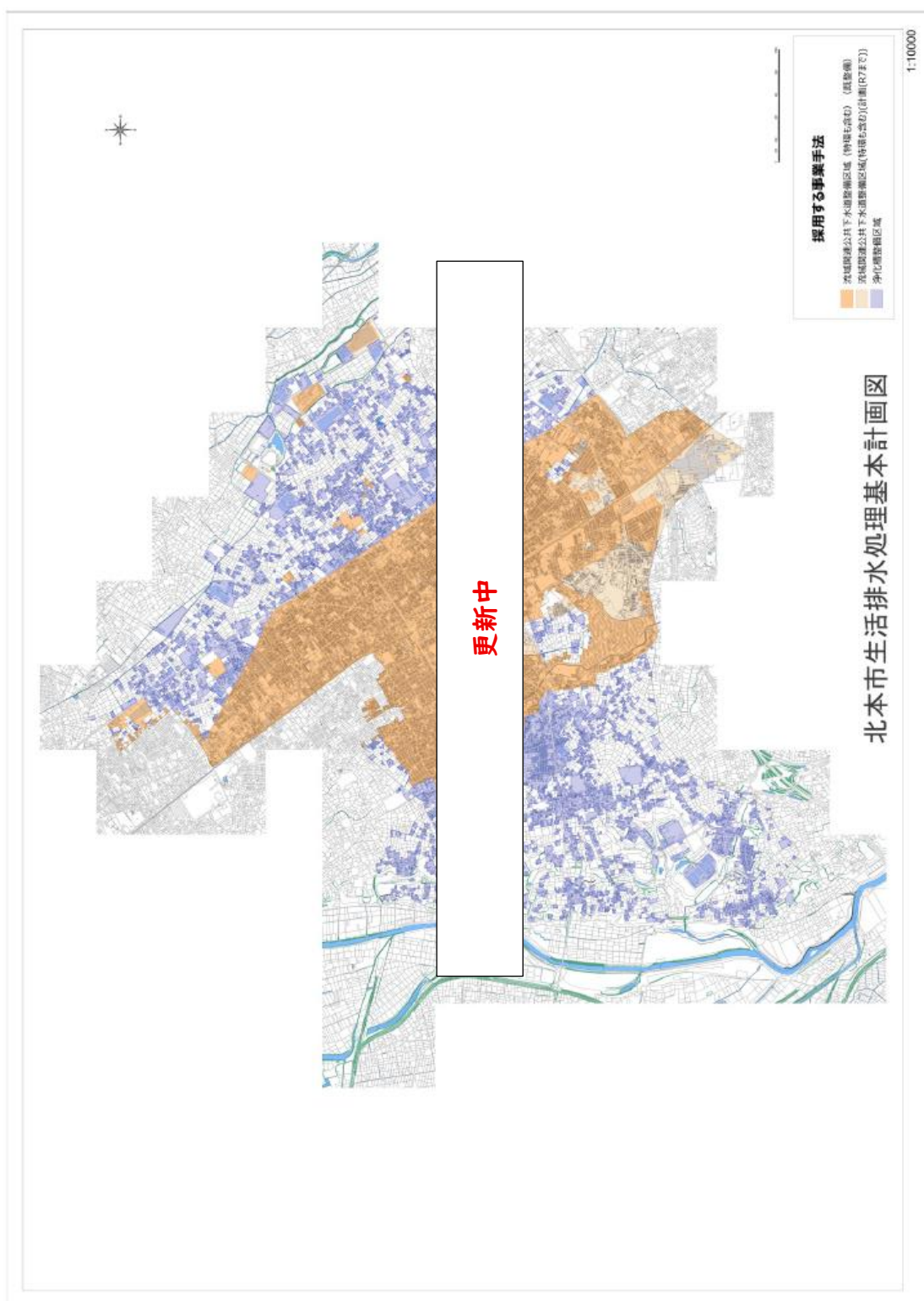


図 5-10 北本市生活排水処理施設整備計画図

3. 生活排水処理の目標達成に向けた施策

1) 公共下水道等への早期接続

下水道整備区域の世帯に対し、下水道施設への接続を促し、水洗化率の向上を図ります。

2) 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換

平成12年度の浄化槽法の改正により、浄化槽の新規設置においては、合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。

また、令和2年4月1日にも浄化槽法の一部改正が施行され、「単独処理浄化槽の転換」と「浄化槽の管理の向上」を同時に実現することが必要とされています。

単独処理浄化槽が設置されている家庭については、浄化槽の老朽化による故障等も懸念されるため、環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を推進します。

3) 浄化槽の適正管理指導

適切な維持管理がなされていない浄化槽は、処理能力の低下が懸念され、十分に処理されていない排水が公共用水域に排出され水質汚濁の要因となります。浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられているため、浄化槽管理者等に対し、適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させていきます。

4) 水質汚濁への対策

行政・市民・事業者におけるそれぞれの施策を、以下に示します。水質汚濁への理解を深め、各主体で取り組んでいくこととします。

表5-12 各主体の取組

主体	施策
行政における施策	事業者への適正排水の指導、監視 普及啓発活動
市民における施策	市の普及啓発活動への参加 台所、洗濯時、風呂での対策 雨水・中水の積極利用
事業者における施策	適切な排水管理、処理（水質汚濁法の遵守） 雨水、中水の積極利用

4. 収集・運搬計画

公共下水道等の整備に伴い、水洗化人口が増加する一方、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の減少が予想され、収集・運搬効率の低下が想定されます。今後は、収集・運搬体制の効率化について検討していくことが必要となるものと考えられます。

1) 収集・運搬体制の主体

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、許可業者による収集・運搬を行っていくものとします。

2) 収集対象区域

収集対象区域については、市全域とします。

3) 収集・運搬の方法

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥量については、ともに減少していくと考えられるため、当該排出量について常に把握しつつ、より合理的な収集・運搬体制を確立するため、適宜検討を行っていくものとします。

5. 中間処理計画

1) 合併処理浄化槽

公共下水道等の集合処理施設の整備されていない地域については、単独処理浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を推進します。また、非水洗化世帯に対しては合併処理浄化槽の設置の必要性について意識啓発を行っていきます。

2) 公共下水道

公共下水道の整備を推進し、当該整備地域内の市民に対し、公共下水道への接続を推進します。

3) 汚泥等処理施設

本市では、し尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、衛生組合において広域処理を行っています。

今後も、衛生組合による処理を継続していくものとします。

資料編

資料Ⅰ ごみ処理システムによる類似市町村の評価

市町村名	人口 (人)	人ロー一人日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率（RDF・セメン ト原料化等除く） (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人ロー一人年 間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
北海道室蘭市	76,941	1.12	0.21	0.068	14,257	36,261
北海道千歳市	98,015	1.083	0.236	0.206	9,524	22,861
北海道恵庭市	70,387	0.695	0.386	0.159	17,309	74,245
北海道北広島市	56,950	0.866	0.207	0.697	13,972	90,610
北海道石狩市	57,760	0.878	0.177	0.137	15,756	56,772
岩手県滝沢市	54,988	0.823	0.217	0.039	19,001	63,658
宮城県塩竈市	52,134	1.012	0.11	0.116	12,247	35,201
宮城県名取市	79,690	0.868	0.179	0.083	13,303	45,411
宮城県多賀城市	62,204	0.849	0.102	0.14	8,682	30,541
宮城県富谷市	52,268	0.888	0.138	0.148	8,218	22,493
茨城県龍ヶ崎市	75,635	0.877	0.169	0.049	15,099	49,252
茨城県牛久市	84,117	0.884	0.195	0.068	15,785	49,353
茨城県守谷市	70,580	0.73	0.174	0.023	11,717	43,304
茨城県那珂市	53,556	0.892	0.112	0.123	12,383	38,437
茨城県つくばみらい市	53,402	0.666	0.151	0.023	7,380	29,377
埼玉県行田市	78,425	0.917	0.079	0.01	9,758	24,440
埼玉県秩父市	58,474	0.982	0.176	0.025	10,850	26,821
埼玉県飯能市	78,446	0.771	0.213	0	13,507	47,344
埼玉県東松山市	91,018	0.843	0.188	0.08	13,243	45,182
埼玉県蕨市	75,523	0.722	0.221	0.044	12,728	45,861
埼玉県志木市	76,454	0.703	0.289	0.036	12,144	45,046
埼玉県和光市	84,864	0.706	0.236	0.04	12,405	48,772
埼玉県桶川市	74,571	0.663	0.348	0.038	16,559	67,551
埼玉県北本市	65,462	0.769	0.169	0	12,538	44,370
埼玉県八潮市	92,846	0.886	0.154	0.054	9,916	28,326
埼玉県蓮田市	61,322	0.717	0.205	0.024	11,803	44,947
埼玉県坂戸市	99,572	0.707	0.184	0.037	13,726	50,298
埼玉県鶴ヶ島市	70,106	0.731	0.162	0.057	9,656	34,415
埼玉県日高市	54,456	0.82	0.151	0.003	15,965	50,402
埼玉県吉川市	72,731	0.843	0.176	0.082	9,285	27,309
埼玉県白岡市	52,658	0.738	0.202	0.024	12,418	45,887
千葉県茂原市	86,800	1.005	0.135	0.118	11,827	33,984
千葉県君津市	80,557	0.893	0.238	0	17,965	54,035
千葉県四街道市	94,817	0.738	0.205	0.074	14,589	53,086
千葉県袖ヶ浦市	65,926	0.851	0.245	0.02	15,208	48,970
千葉県白井市	62,784	0.811	0.159	0.109	11,206	40,429
東京都国立市	75,992	0.688	0.281	0	15,657	52,363
東京都福生市	56,475	0.718	0.283	0	20,340	68,510
東京都狛江市	82,395	0.641	0.305	0	16,360	61,275
東京都東大和市	85,151	0.612	0.272	0	16,642	64,082
東京都清瀬市	74,579	0.642	0.291	0	15,069	52,471
東京都武蔵村山市	70,982	0.668	0.258	0	18,557	65,748
東京都稲城市	93,805	0.675	0.267	0	19,112	69,560
東京都羽村市	54,441	0.773	0.267	0	19,296	59,244
東京都あきる野市	79,579	0.791	0.282	0.032	14,925	50,945
神奈川県逗子市	58,541	0.778	0.449	0.004	21,644	69,251
神奈川県綾瀬市	82,929	0.721	0.235	0.006	10,512	38,683
富山県射水市	90,981	1.02	0.207	0.062	13,952	35,664
石川県野々市市	54,072	0.86	0.091	0.057	9,768	27,867
福井県敦賀市	63,039	0.953	0.111	0.13	12,972	40,048
山梨県甲斐市	76,512	0.803	0.182	0.075	15,019	53,458
岐阜県羽島市	66,753	0.711	0.166	0.063	18,384	49,152
岐阜県瑞穂市	56,274	0.692	0.179	0.032	11,425	41,191
静岡県伊東市	65,609	1.287	0.175	0.013	17,371	36,520
静岡県御殿場市	84,297	0.86	0.182	0.009	13,074	39,901

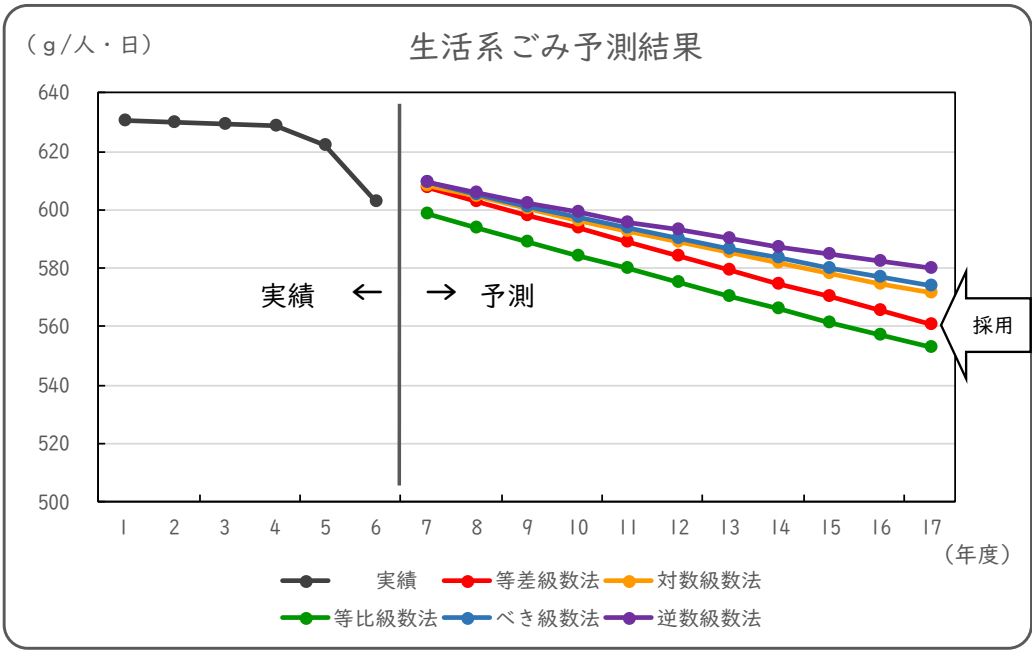
市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
愛知県津島市	60,204	0.705	0.08	0.054	10,482	36,893
愛知県常滑市	58,683	0.947	0.287	0.103	10,716	31,933
愛知県江南市	98,701	0.677	0.22	0.081	9,883	40,005
愛知県尾張旭市	83,962	0.779	0.189	0.097	8,597	29,648
愛知県日進市	93,882	0.739	0.246	0.058	11,102	39,990
愛知県清須市	68,966	0.675	0.121	0.146	14,051	53,868
愛知県北名古屋	86,129	0.821	0.125	0.094	14,706	44,449
愛知県あま市	88,715	0.674	0.079	0.076	13,195	54,761
愛知県長久手市	61,045	0.768	0.145	0.101	8,697	30,628
滋賀県守山市	85,846	0.682	0.162	0.102	12,749	51,384
滋賀県栗東市	70,520	0.745	0.239	0.063	14,805	54,518
京都府福知山市	75,453	0.755	0.227	0.148	16,027	63,118
京都府舞鶴市	75,790	0.816	0.132	0.148	16,548	61,483
京都府亀岡市	86,569	0.71	0.191	0.141	14,099	52,343
京都府城陽市	74,049	0.752	0.185	0.142	10,187	39,935
京都府向日市	56,561	0.615	0.051	0.154	13,845	71,511
京都府長岡京市	82,241	0.706	0.149	0.137	13,946	61,480
京都府八幡市	69,258	0.729	0.139	0.157	15,305	63,812
京都府京田辺市	71,806	0.688	0.167	0.112	12,421	52,509
京都府木津川市	79,826	0.738	0.18	0.107	14,277	56,720
大阪府泉大津市	73,168	0.849	0.166	0.103	13,539	46,656
大阪府貝塚市	82,648	1.058	0.098	0.122	16,929	48,025
大阪府泉佐野市	99,086	1.314	0.068	0.132	21,502	49,721
大阪府河内長野市	99,436	0.816	0.201	0.104	13,287	47,893
大阪府柏原市	66,849	0.831	0.076	0.128	12,789	46,632
大阪府摂津市	86,346	0.855	0.198	0.047	18,660	62,400
大阪府高石市	56,563	0.727	0.164	0.103	11,052	44,334
大阪府藤井寺市	62,770	0.962	0.078	0.131	15,166	48,067
大阪府泉南市	58,992	0.929	0.124	0.124	12,102	36,625
大阪府四條畷市	54,434	0.743	0.137	0.117	18,502	73,597
大阪府交野市	77,274	0.679	0.152	0.114	12,796	54,707
大阪府大阪狭山市	58,014	0.78	0.14	0.116	13,363	51,048
大阪府阪南市	50,934	0.851	0.171	0.119	13,363	43,385
兵庫県芦屋市	94,824	0.877	0.155	0.128	15,755	54,278
奈良県大和高田市	62,500	0.91	0.105	0.14	19,371	65,277
奈良県大和郡山市	83,317	0.931	0.074	0.1	15,454	48,843
奈良県天理市	61,453	0.902	0.127	0.112	15,507	46,479
奈良県桜井市	54,999	0.914	0.079	0.118	30,308	99,623
奈良県香芝市	78,383	0.781	0.102	0.139	11,011	44,712
和歌山県岩出市	54,013	0.882	0.178	0.076	28,173	93,749
岡山県玉野市	55,113	0.951	0.126	0.175	18,391	60,462
岡山県総社市	69,733	0.909	0.09	0.111	11,195	36,896
香川県坂出市	50,105	0.905	0.081	0.121	14,904	49,067
福岡県直方市	55,292	0.896	0.095	0.107	14,646	49,934
福岡県行橋市	72,645	0.876	0.123	0.113	14,227	28,356
福岡県小郡市	59,569	0.802	0.244	0	14,840	50,516
福岡県宗像市	97,099	0.808	0.193	0.016	19,497	66,282
福岡県太宰府市	71,437	0.777	0.185	0.097	13,192	47,867
福岡県古賀市	59,241	0.855	0.138	0.027	15,730	50,738
福岡県福津市	68,646	0.808	0.218	0.013	15,198	51,568
佐賀県鳥栖市	74,515	0.979	0.187	0	17,210	47,439
長崎県大村市	98,412	0.833	0.098	0.051	10,515	31,799
熊本県合志市	64,638	0.632	0.111	0.113	9,098	38,756
鹿児島県姶良市	78,190	0.816	0.118	0.014	14,533	48,980
沖縄県豊見城市	66,031	0.785	0.171	0.036	9,847	28,163

資料2 ごみ排出量及び処理・処分量の予想結果

1) 生活系ごみの予測結果

単位：g/人・日

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	630.81	7	607.69	608.56	598.69	609.30	609.37
2	630.22	8	602.99	604.43	593.92	605.25	605.75
3	629.62	9	598.30	600.41	589.19	601.33	602.32
4	629.03	10	593.60	596.49	584.49	597.54	599.06
5	622.35	11	588.90	592.67	579.83	593.86	595.95
6	602.78	12	584.21	588.94	575.21	590.29	593.00
		13	579.51	585.30	570.63	586.83	590.18
		14	574.82	581.75	566.08	583.47	587.49
		15	570.12	578.27	561.57	580.20	584.92
		16	565.42	574.87	557.10	577.02	582.47
		17	560.73	571.54	552.66	573.93	580.11
		式	$y=ax+b$	$y=a\cdot\ln(x)+b$	$y=(e^{ax})\cdot b$	$y=(x^a)\cdot b$	$y=(a/x)+b$
		a=	-4.696	-154.753	-0.008	-0.25	5087.433
		b=	781.44	1167.36	804.92	1502.73	471.87
		r=	-0.805	-0.794	-0.803	-0.792	0.782
		r^2=	0.649	0.63	0.645	0.627	0.611
		採否	採用				

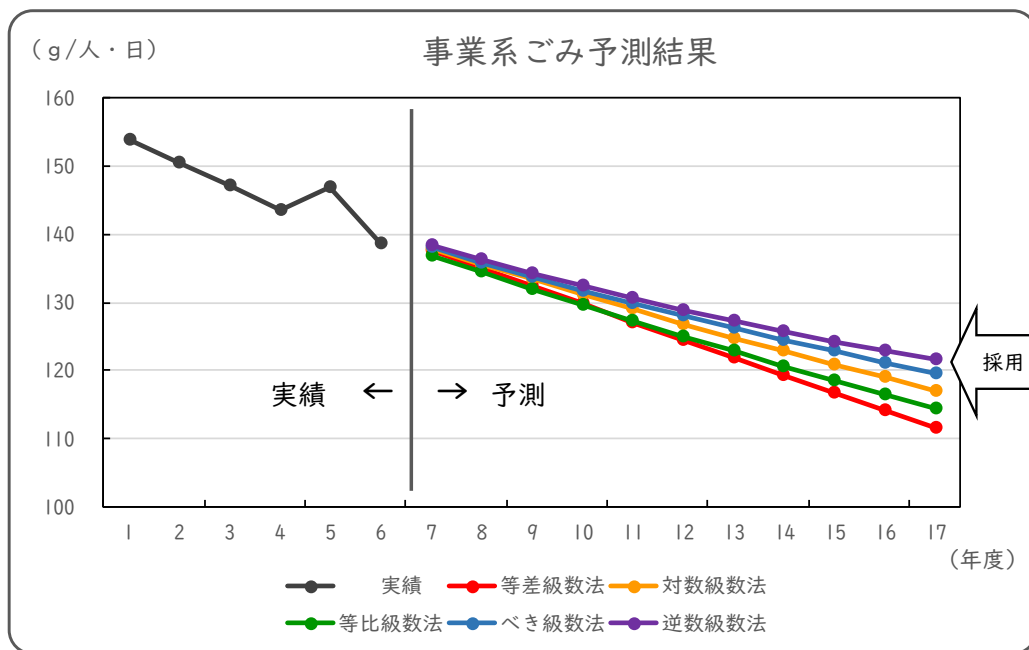


※新型コロナウイルス（飲食店の休業、巣ごもり等）がごみ排出量に影響したと想定されることから、令和2年度、令和3年度は直線補完した数値とします。

2) 事業系ごみ

単位：g/人・日

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	153.98	7	137.64	137.99	136.89	138.07	138.32
2	150.53	8	135.03	135.67	134.45	135.89	136.25
3	147.07	9	132.42	133.40	132.05	133.81	134.28
4	143.62	10	129.81	131.19	129.70	131.80	132.42
5	146.88	11	127.20	129.03	127.38	129.88	130.64
6	138.60	12	124.59	126.93	125.11	128.02	128.95
		13	121.98	124.88	122.88	126.24	127.33
		14	119.37	122.87	120.69	124.52	125.79
		15	116.77	120.91	118.53	122.87	124.32
		16	114.16	118.99	116.42	121.27	122.92
		17	111.55	117.11	114.34	119.72	121.57
		式	$y=ax+b$	$y=a*LN(x)+b$	$y=(e^{ax})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$
		a=	-2.609	-87.279	-0.018	-0.596	2913.429
		b=	234.17	453.15	266.45	1187.82	59.58
		r=	-0.913	-0.913	-0.911	-0.911	0.913
		r^2=	0.833	0.834	0.83	0.83	0.834
		採否					採用



※新型コロナウイルス（飲食店の休業、巣ごもり等）がごみ排出量に影響したと想定されることから、令和2年度、令和3年度は直線補完した数値とします。

3）ごみ排出量（現状のまま推移した場合）

項目		単位	実績						予測										
			R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口		人	66,274	66,097	65,817	65,868	65,462	65,351	65,194	64,563	63,932	63,300	62,669	62,038	61,335	60,632	59,929	59,226	58,523
排出量	生活系ごみ	t/年	15,301	16,132	15,615	15,123	14,911	14,378	14,461	14,210	13,999	13,715	13,469	13,229	13,009	12,721	12,470	12,222	12,011
	収集ごみ	t/年	14,914	15,684	15,224	14,767	14,489	14,013	14,085	13,841	13,635	13,359	13,119	12,885	12,671	12,391	12,146	11,904	11,699
	混合ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	可燃ごみ	t/年	10,318	10,766	10,677	10,447	10,447	10,085	9,960	9,788	9,643	9,447	9,278	9,112	8,961	8,763	8,590	8,419	8,273
	不燃ごみ	t/年	1,554	1,744	1,566	1,401	1,324	1,356	1,400	1,376	1,355	1,328	1,304	1,281	1,259	1,231	1,207	1,183	1,163
	資源ごみ	t/年	2,836	2,947	2,776	2,729	2,530	2,403	2,539	2,495	2,458	2,408	2,365	2,323	2,284	2,234	2,190	2,146	2,109
	その他	t/年	14	21	17	16	23	0	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12
	粗大ごみ	t/年	192	206	188	174	165	169	171	168	165	162	159	156	154	150	147	144	142
	直接搬入ごみ	t/年	387	448	391	356	422	365	376	369	364	356	350	344	338	330	324	318	312
	混合ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	可燃ごみ	t/年	114	130	101	104	152	115	114	112	111	108	106	105	103	100	98	97	95
	不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	273	318	290	252	270	250	262	257	253	248	244	239	235	230	226	221	217
	事業系ごみ	t/年	3,735	3,450	3,535	3,453	3,519	3,306	3,291	3,211	3,142	3,060	2,988	2,920	2,858	2,784	2,720	2,658	2,605
	収集ごみ	t/年	2,801	2,615	2,687	2,583	2,838	2,521	2,525	2,463	2,410	2,347	2,292	2,240	2,192	2,136	2,086	2,039	1,998
	混合ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	可燃ごみ	t/年	2,730	2,537	2,618	2,528	2,768	2,470	2,463	2,403	2,351	2,290	2,236	2,185	2,139	2,084	2,035	1,989	1,949
	不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	71	78	69	55	70	51	62	60	59	57	56	55	53	52	51	50	49
	直接搬入ごみ	t/年	934	835	848	870	681	785	766	748	732	713	696	680	666	648	634	619	607
	混合ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	可燃ごみ	t/年	873	772	777	805	620	729	706	689	674	657	641	627	614	597	584	570	559
	不燃ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	t/年	61	63	71	65	61	56	60	59	58	56	55	53	52	51	50	49	48
	集団回収量	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総排出量	t/年	19,036	19,582	19,150	18,576	18,430	17,684	17,752	17,421	17,141	16,775	16,457	16,149	15,867	15,505	15,190	14,880	14,616

項目		単位		実績					予測											
				R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
人口		人	66,274	66,097	65,817	65,868	65,462	65,351	65,194	64,563	63,932	63,300	62,669	62,038	61,335	60,632	59,929	59,226	58,523	
原単位	生活系ごみ	g/人・日	630.81	668.67	650.00	629.03	622.35	602.78	607.69	602.99	598.30	593.60	588.90	584.21	579.51	574.82	570.12	565.42	560.73	
	収集ごみ	g/人・日	614.86	650.10	633.73	614.22	604.74	587.48	591.89	587.32	582.74	578.17	573.59	569.02	564.44	559.88	555.30	550.72	546.15	
	混合ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	可燃ごみ	g/人・日	425.37	446.25	444.45	434.53	436.03	422.80	418.58	415.34	412.10	408.88	405.63	402.41	399.16	395.95	392.70	389.46	386.23	
	不燃ごみ	g/人・日	64.07	72.29	65.19	58.27	55.26	56.85	58.82	58.37	57.92	57.46	57.01	56.55	56.10	55.64	55.19	54.73	54.28	
	資源ごみ	g/人・日	116.92	122.15	115.55	113.51	105.60	100.74	106.71	105.89	105.06	104.24	103.41	102.59	101.76	100.94	100.11	99.29	98.46	
	その他	g/人・日	0.58	0.87	0.71	0.67	0.96	0.00	0.61	0.60	0.60	0.59	0.59	0.58	0.58	0.57	0.57	0.57	0.56	
	粗大ごみ	g/人・日	7.92	8.54	7.83	7.24	6.89	7.09	7.17	7.12	7.06	7.00	6.95	6.89	6.84	6.78	6.73	6.67	6.62	
	直接搬入ごみ	g/人・日	15.95	18.57	16.27	14.81	17.61	15.30	15.80	15.67	15.56	15.43	15.31	15.19	15.07	14.94	14.82	14.70	14.58	
	混合ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	可燃ごみ	g/人・日	4.70	5.39	4.20	4.33	6.34	4.82	4.80	4.76	4.73	4.69	4.65	4.62	4.58	4.54	4.50	4.47	4.43	
	不燃ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	資源ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	その他	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	粗大ごみ	g/人・日	11.25	13.18	12.07	10.48	11.27	10.48	11.00	10.91	10.83	10.74	10.66	10.57	10.49	10.40	10.32	10.23	10.15	
	事業系ごみ	g/人・日	153.98	143.00	147.15	143.62	146.88	138.60	138.32	136.25	134.28	132.42	130.64	128.95	127.33	125.79	124.32	122.92	121.57	
	収集ごみ	g/人・日	115.48	108.39	111.85	107.44	118.45	105.69	106.11	104.52	103.00	101.58	100.21	98.92	97.67	96.50	95.36	94.29	93.26	
	混合ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	可燃ごみ	g/人・日	112.55	105.16	108.98	105.15	115.53	103.55	103.52	101.97	100.49	99.10	97.77	96.51	95.29	94.15	93.04	91.99	90.99	
	不燃ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	資源ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	その他	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	粗大ごみ	g/人・日	2.93	3.23	2.87	2.29	2.92	2.14	2.59	2.55	2.51	2.48	2.44	2.41	2.38	2.35	2.32	2.30	2.27	
	直接搬入ごみ	g/人・日	38.50	34.61	35.30	36.18	28.43	32.91	32.21	31.73	31.28	30.84	30.43	30.03	29.66	29.29	28.96	28.63	28.31	
	混合ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	可燃ごみ	g/人・日	35.99	32.00	32.34	33.48	25.88	30.56	29.68	29.24	28.82	28.42	28.04	27.67	27.33	26.99	26.68	26.38	26.09	
	不燃ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	資源ごみ	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	その他	g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	粗大ごみ	g/人・日	2.51	2.61	2.96	2.70	2.55	2.35	2.53	2.49	2.46	2.42	2.39	2.36	2.33	2.30	2.28	2.25	2.22	
	集団回収		g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	総排出量		g/人・日	784.79	811.67	797.15	772.65	769.23	741.38	746.01	739.24	732.58	726.02	719.54	713.16	706.84	700.61	694.44	688.34	682.30

4）ごみ処理量（現状のまま推移した場合）

	単位	実績						予測										
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
焼却処理	t /年	14,382	14,643	14,596	14,253	14,379	13,725	13,613	13,355	13,136	12,850	12,604	12,365	12,146	11,866	11,623	11,384	11,180
直接焼却量	t /年	14,035	14,115	14,097	13,809	13,919	13,317	13,169	12,919	12,708	12,431	12,192	11,962	11,751	11,479	11,244	11,013	10,815
処理残渣	t /年	347	528	499	444	460	408	444	436	428	419	412	403	395	387	379	371	365
中間処理量	t /年	3,246	3,404	3,402	2,918	2,837	2,815	3,014	2,960	2,914	2,855	2,804	2,751	2,704	2,645	2,593	2,540	2,496
粗大ごみ処理施設	t /年	597	665	618	546	566	526	555	544	535	523	514	503	494	483	474	464	456
ごみ堆肥化施設	t /年	0	90	76	75	46	35	40	39	38	38	37	36	35	35	34	33	33
メタン化施設	t /年	0	0	0	0	22	47	34	34	33	33	32	31	31	30	29	29	28
ごみ燃料化施設	t /年	0	0	0	0	159	186	168	165	162	159	156	153	150	147	144	141	138
その他の資源化等を行う施設	t /年	2,649	2,649	2,708	2,297	2,044	2,021	2,217	2,178	2,146	2,102	2,065	2,028	1,994	1,950	1,912	1,873	1,841
直接資源化量	t /年	2,003	2,063	1,898	1,848	1,674	1,551	1,530	1,503	1,479	1,449	1,423	1,397	1,373	1,344	1,319	1,292	1,270
紙類	t /年	1,119	1,127	1,021	993	896	806	835	820	808	792	777	764	751	734	720	705	693
紙パック	t /年	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金属類	t /年	160	146	164	155	142	136	124	122	120	117	115	112	110	108	106	104	102
ガラス類	t /年	336	337	309	299	270	263	237	233	230	225	221	217	213	209	205	201	197
ペットボトル	t /年	119	122	118	125	115	108	101	99	97	95	94	92	90	88	87	85	84
布類	t /年	264	316	272	262	236	224	223	220	216	212	208	204	201	197	193	189	186
廃食用油	t /年	2	3	2	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
その他	t /年	2	11	11	10	10	10	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5
施設資源化量	t /年	3,905	4,406	4,436	3,964	3,923	3,868	4,003	3,930	3,866	3,786	3,716	3,646	3,581	3,502	3,432	3,361	3,302
紙類	t /年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
金属類	t /年	842	489	431	244	283	302	338	332	327	320	315	309	303	297	291	285	280
容器包装プラ	t /年	751	854	853	858	834	830	835	820	807	791	776	762	749	732	718	703	691
燃料	t /年	-	-	-	-	159	186	168	165	162	159	156	153	150	147	144	141	138
セメント原料化	t /年	1,459	1,528	1,532	1,488	2,481	2,440	1,760	1,727	1,698	1,662	1,630	1,599	1,570	1,534	1,503	1,472	1,446
その他	t /年	851	1,533	1,618	1,372	164	108	900	884	870	852	837	821	807	790	774	758	745
集団回収	t /年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源化量合計	t /年	5,908	6,469	6,334	5,812	5,597	5,419	5,533	5,433	5,345	5,235	5,139	5,043	4,954	4,846	4,751	4,653	4,572
資源化率	%	31.0	33.0	33.1	31.3	30.4	30.6	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2	31.2	31.3	31.3	31.3	31.3

資料3生活排水処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥収集量の推計結果

区分	単位	実績					予測										
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
人口	人	65,920	65,798	65,613	65,408	65,109	65,194	64,563	63,932	63,300	62,669	62,038	61,335	60,632	59,929	59,226	58,523
(水洗化・生活雑排水処理人口)	人	52,577	52,593	52,669	52,684	52,664	53,850	54,491	55,045	55,577	56,151	56,641	57,103	57,479	57,831	58,219	58,523
	合併処理浄化槽人口	3,703	3,703	3,769	3,901	3,979	4,093	4,141	4,183	4,224	4,267	4,305	4,340	4,368	4,395	4,425	4,448
	公共下水道人口	48,874	48,890	48,900	48,783	48,685	49,757	50,350	50,862	51,353	51,884	52,336	52,763	53,111	53,436	53,794	54,075
(水洗化・生活雑排水未処理人口) 単独処理浄化槽人口	人	10,607	10,511	10,295	10,087	9,859	8,985	7,977	7,038	6,116	5,162	4,274	3,352	2,497	1,662	798	0
(非水洗化・生活雑排水未処理人口) し尿収集人口	人	144	144	144	144	144	136	121	107	93	78	65	51	38	25	12	0
不明	人	2,592	2,550	2,505	2,493	2,442	2,223	1,974	1,742	1,514	1,278	1,058	829	618	411	197	0
生活排水処理率	%	79.8	79.9	80.3	80.5	80.9	82.6	84.4	86.1	87.8	89.6	91.3	93.1	94.8	96.5	98.3	100.0

区分	単位	実績															
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kL/年	5,351	5,165	5,422	5,342	5,414	5,114	4,730	4,382	4,017	3,650	3,311	2,964	2,624	2,300	1,967	1,661
	し尿量	322	288	323	282	259	245	218	193	167	140	117	92	68	45	22	0
	浄化槽汚泥量	5,029	4,877	5,099	5,060	5,155	4,869	4,512	4,189	3,850	3,510	3,194	2,872	2,556	2,255	1,945	1,661
1日当たりのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量	kL/日	14.7	14.2	14.9	14.6	14.8	14.0	13.0	12.0	11.0	10.0	9.1	8.1	7.2	6.3	5.4	4.5
	し尿量	0.9	0.8	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1	0.0
	浄化槽汚泥量	13.8	13.4	14.0	13.8	14.1	13.3	12.4	11.4	10.5	9.6	8.8	7.8	7.0	6.2	5.3	4.5
一人1日当たりのし尿量	L/人・日	6.13	5.48	6.15	5.35	4.93	4.93	4.93	4.93	4.93	4.93	4.93	4.93	4.93	4.93	4.93	4.93
一人1日当たりの浄化槽汚泥量	L/人・日	0.96	0.94	0.99	0.99	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02	1.02

資料4 用語集